

翻
訳

一八八一年朝鮮朝士日本視察団に関する一研究

—「聞見事件類」と「随聞録」を中心として—

目次

はじめに

I. 朝士視察団の派遣と活動

1. 朝士視察団の派遣

(1) 派遣の背景

(2) 朝士視察団の構成

2. 朝士視察団の活動

(1) 任務遂行

許 東賢

郷 田 正 萬
吉 井 蒼 生 夫
(共訳)

Ⅱ. 朝士たちの日本観

1. 自修自強論者の日本観

(1) 歴史観

(2) 政治観

(3) 経済観

(4) 社会観

(5) 通商観

2. 変法自強論者の日本観

(1) 政治観

(2) 経済観

(3) 富国強兵政策観

Ⅲ. 朝士たちの改革思想

1. 自修自強論者の改革思想

(1) 思想的背景

(2) 自修自強論

2. 変法自強論者の改革思想

(1) 国民精神改革論

(2) 富国強兵論

結びにかえて

はじめに

朝鮮政府は、一八七六年に日本の砲艦外交に屈して江華島条約を締結した。これを契機に朝鮮では、日本に対する関心が高まり、一八一一年に最後の通信使が対馬島から帰還して以後、はじめて一八七六年と一八八〇年の兩次にわたって修信使を日本に派遣した。朝鮮政府はこれらの修信使一行を通じて、明治維新後の日本の変化と国際情勢をある程度把握するようになった。一八八〇年には、元山を開港し、日本公使がソウルに駐劄するようになるや、日本をより深く認識し、それとともに、朝鮮の開化・自強を促進する必要性が高くなった。そこで政府は一八八一年初めに、一二名の「朝士」——従来「紳士遊覧団」と呼ばれた——で構成された朝鮮朝士日本視察団（略称、朝士視察団）を新たに派遣することになった。^(I)

この朝士視察団の朝士たちには、日本の実情全般を観察報告する任務の外に、日本政府内の各省と税関の運営状況、および陸軍の操練と気船運航などに関するものの中から何れかを専門的に研究・調査し、その結果を報告する特殊任務が付与されていた。したがって、彼らは帰国後の復命時に、日本の実情全般と特殊任務に関し、それぞれ『聞見事件類』と『視察記類』に分類できる報告書を高宗に進呈したのである。幸いにも、これらの報告書は現在、大部分がよく保存されている。そしてその外にも、朝士のなかの数名は、自らの日本国情視察活動と関連した断想などを記録した日記類やメモ帳などを残している。彼らが残したこうした資料のなかで、特に『聞見事件類』と呼ばれる日本見聞記は、彼らが、明治初期の日本をどのように認識し、西洋文化に対しどのような態度をとり、さらに彼らが、どのような改革構想を持って帰国したのかを知ることができる貴重な資料である。

従来、朝士視察団に関する本格的な研究としては、鄭玉子氏の「紳士遊覧団考」（一九六五）があるだけである。

しかし、この論文も次のような点を看過したために、充分なものではない感がある。第一に、この論文では、近来に発掘された朴定陽の『從宦日記』と李鏞永の『日槎集略』のような記録と朝士たちの報告書を綿密に比較・検討できなかったのも、朝士視察団の構成や朝士たちの任務など、重要な事柄に対する叙述において若干の誤謬を犯しているのである。第二に、この論文においては、明治日本に対する朝士たちの認識能力に限界があると仮定して、彼らが残した『聞見事件類』を体系的に分析しなかったことによつて、彼らの日本観を具体的に解明することができなかった。第三に、この論文では、魚允中に関連した諸資料——特に、『財政見聞』と『随聞録』——を活用しなかったために、朝士たちのなかに、自修自強論者と変法自強論者との区別される二つの流れの、日本認識態度および改革思想があったことを察知できなかったのである。

そこで、本稿では、朝士視察団に対する従来の研究と最近発掘された新たな資料に基づき、まずこの朝士視察団の構成および朝士たちの任務などに関する既存の誤謬を修正し、次に、朝士たちが残した『聞見事件類』などの日本見聞記を分析し、特に魚允中の『財政見聞』と『随聞録』を重点的に検討、分析することによつて、自修自強論者と変法自強論者の日本観と改革思想の間に現れる差異点を浮き彫りにしようとする。但し、『視察記類』のような資料は、開化期韓国制度史の研究において大変重要であると思うが、ここではこれを扱わなかったことを断っておきたい。

I. 朝士視察団の派遣と活動

1. 朝士視察団の派遣

(1) 派遣の背景

従来、一八八一年朝士視察団の派遣の背景に関しては、その自主性如何をめぐって、二つの対立する見解が提示されてきた。一つは、鄭玉子氏を始めとする国内学会の支配的な見解で、朝士視察団の派遣は朝鮮政府が独自の、日本側と事前交渉なしに推進したものであり、したがって、これは駐朝鮮日本公使である花房義質が一八七七年以来、数次にわたり「晋神子弟」および留学生を派遣するように勧めたこととは関係がないという説である。⁽²⁾ 他の一つは、彭澤周氏の見解で、朝士視察団は日本政府の対朝鮮文化政策の一環として行われた花房公使の留学生派遣勧告が効を奏して行われたという説である。⁽³⁾

実際は、この朝士視察団は兩次にわたる修信使一行の報告を通じて、高宗が日本に専門的な視察団を派遣する必要を痛感した上、閔氏戚族政権が朝士視察団の派遣を通じて、自派勢力を伸長しようとする政治的欲求が作用したことから、主体的に派遣されたものと見るのが妥当である。⁽⁴⁾ 特に、花房公使は一八八一年六月一日(陽、七月六日)に、外務卿井上馨に報告し、「(この視察団は)最初から、国王の決断によって行われたことで、政府内において同意しない者が少なくない。今日に至っても、まだ完全に衆論が一つに定まっていない」と記述している。⁽⁵⁾ したがって、朝士視察団派遣の決定的な契機は日本物情詳探欲求から始まった高宗の決断であった、と見なければならぬ。しかし、朝士視察団の派遣には、その性格上、日本政府の協力が絶対に必要なものであったので、朝鮮政府が日本側と事

前交渉なしに派遣したと見るのは無理がある。

朝鮮政府は一八八一年一月五日（陽、二月三日）に、朝士視察団を日本に派遣する計画を李東仁⁽⁶⁾を通じて初めて花房公使に通報し、彼らの渡日のための日本軍艦を仁川に派遣することを要請した⁽⁷⁾。花房公使は、こうした朝鮮政府の要請に対し、気象条件を理由に、その派遣要請を一―二ヶ月遅らせてくれるように要求した⁽⁸⁾。朝鮮政府は花房公使の延期要求を受け入れ、朝士視察団の発程地を船便の購入が容易に出来る釜山に変更したのであり、やがて一月一日に、朴定陽など七名を朝士視察団の朝士として先発したのである⁽⁹⁾。

朝鮮政府は、朝士視察団の正確な任務や朝士たちの姓名および官等などを日本側に明らかにしなかったが、朝士視察団が派遣されるという事実は、朴定陽など七名の朝士が東萊に出発する三日前である一月二一日に、金弘集を通じて⁽¹⁰⁾、そして、翌日に再び、李東仁を通じて花房公使に通報された⁽¹¹⁾。その後、朝鮮政府は二月九日に、駐釜山日本領事である近藤真鋤にも朝士視察団が二月中旬頃、東萊府に集結するという事実を通報したのである⁽¹²⁾。

そして、三月二四日には、東萊府使である金善根が近藤領事に、公式的に朝士視察団の朝士たちの姓名と官等などを通報しながら、彼らの渡日への協力を求める公簡を発送したのである⁽¹³⁾。

このように、公式的に通報した後の三月二六日と二八日の兩次にわたって朝士たちは近藤領事を礼訪しており、船舶賃便を提供された⁽¹⁴⁾。また、彼らが日本へ向かった後の四月二九日に、日本の外務省から朝士視察団に対する日本側の協力方針を示した公文が到着するや、⁽¹⁵⁾ 礼曹判書洪祐昌は五月五日に、花房公使に彼らの任務遂行に対する日本側の協力を要請する回答書を発送したのである⁽¹⁶⁾。

したがって、朝士視察団は朝鮮政府が対内的必要によって、独自の派遣したけれども、この計画が立案される時から日本側と交渉を通じて、彼らの協力の下で推進されたと見るべきである。

〈表1〉 朝士視察團 朝士たちの背景と経歴

姓名	年齢(歳) (生没年)	科擧登科 (年度)	暗行御史 (外遊國)	主要官職 (官品)	任命時期	視察擔當 部 署
朴定陽	40 (1841~1904)	文科 (1866)	慶尚左道	刑曹參判 (從二品)	1月11日	内務省
趙準永	48 (1833~1886)	文科 (1864)	無	工曹參判 (從二品)	〃	文部省
嚴世永	50 (1831~1899)	文科 (1864)	全羅右道 (清國)	吏曹參議 (正三品)	〃	司法省
姜文馨	50 (1831~?)	文科 (1869)	京畿道 (清國)	工曹參議 (正三品)	〃	工部省
沈相學	36 (1845~?)	?	無	參 議 (正三品)	〃	外務省
洪英植	26 (1855~1884)	文科 (1873)	無	參 議 (正三品)	〃	陸軍省
魚允中	33 (1848~1896)	文科 (1869)	全羅右道	弘文館應教 (正四品)	〃	大藏省
李鏞永	46 (1835~1907)	文科 (1870)	京畿道	兵曹參知 (正三品)	2月2日	税 関
閔鍾默	46 (1835~1916)	文科 (1874)	(清國)	兵曹參知 (正三品)	〃	税 関
趙秉稷	48 (1833~?)	文科 (1863)	無	右副承旨 (正三品)	〃	税 関
李元會	54 (1827~?)	?	無	全羅右道 水軍節度使 (正三品)	2月26日	陸軍操鍊
金鏞元	39 (1842~?)	?	(日本)	慶尚左道 水軍虞侯 (正四品)	2月26日頃	汽船運航

〔典拠〕魚允中、『從政年表』；李鏞永、『日槎集略』；朴定陽、『從官日記』；國史編纂委員會編1968、『高宗時代史』1~3巻(ソウル:探究堂)；ソウル大學校 古典刊行會編,1972、『日省録:高宗編』17~18巻(ソウル:ソウル大學校出版部)；國史編纂委員會編,1978、『同文彙考』4(ソウル:國史編纂委員會)；李弘植編,1983、『(増補)新しい國史辭典』(ソウル:青亜出版社)

構成
(2) 朝士視察團の

従来、朝士視察團の朝士たちの任命時期に關しては、一月一日に趙準永・嚴世永・姜文馨・魚允中の四人が、同一二日には閔鍾默、そして、二月三日には李鏞永が任命されたことが知られており、その他の朝士たちの任命時期は明らかにされていない⁽¹⁷⁾。また、彼らに与えられた任務は日本の「朝廷議論・局勢形便・風俗人物・交聘通

商」など、日本実情全般を視察して報告すること以外にも、朝士それぞれに次のような特殊任務が付与されたことが知られている。すなわち、朴定陽は内務省、閔種黙は外務省、魚允中は大蔵省、趙準永は文部省、嚴世永は司法省、姜文馨は工部省、洪英植は陸軍、そして、李鏞永は税関に関する諸般事項を調査・報告する任務を受け持っていたのである。そして、金鏞元・沈相学・趙秉稷・李元會の任務は明確ではないが、趙秉稷・李元會の場合は税関と軍事關係を受け持ったものと推定されている⁽¹⁸⁾。

このように、従来から朝士たちの任命時期や任務は明確にされていないが、それとともに、彼らがどのような基準で朝士視察団の朝士に選抜され、なぜ派遣されたのかについても、明らかにされていない。したがって、ここでは最近発掘された朴定陽の『従臣日記』や李鏞永の『日差集略』のような記録を参照し、このような問題に対する従来の研究で明らかにされていない点を補い、誤った点を修正しながら、朴定陽などがどのような基準で選抜され、彼らがなぜ派遣されたのかの理由を究明したい。

〈表1〉で示されているように、朝士視察団の朝士に選抜された二二名は、当時二〇代後半から五〇代中半に至る登科後一〇年内外の官界（官僚）経歴を積んだ従二品以下から正四品階以上の中堅官僚であった。その上、彼らは、朝士として選抜される以前に、暗行御史（朴定陽・嚴世永・姜文馨・魚允中・李鏞永）、そして、軍事専門家（李元會・金鏞元）として活躍した前歴があつて、政府内で占める比重が比較的に大きい人物であり、以前に日本に派遣された修信使の官等および経歴と比較しても何ら劣ることもなかった⁽¹⁹⁾。

つまり、彼らは高宗から、「綜核明敏」⁽²⁰⁾乃至は「文学多識」⁽²¹⁾または「有知識」⁽²²⁾であるという点が認められ、朝士視察団の朝士として選抜されたのである。

また、これら朝士たちは〈表1〉で見られるように、大きく三段階にわたって選抜されており、それぞれの段階別

に日本政府内の各省の事務、または税関事務、そして汽船運航と陸軍操練などで区分される分野の業務を調査・報告する特殊任務を帯びていた。

まず、一月一日に、朴定陽・趙準永・巖世永・姜文馨・沈相学・洪英植・魚允中の七名が「東萊暗行御史」という名の下に朝士視察団の朝士として任命されたのであり、彼らにはそれぞれ、日本政府内の内務省・文部省・司法省・工部省・外務省・陸軍省・大蔵省などの事務を調査・報告する任務が与えられた。引き続き、二月二日に、李鏞永・閔種黙・趙秉稷・李元會の四名が「東萊暗行御史」に任命され、朝士視察団に追加配置されたのであり、李鏞永など三名は税関事務を、そして、李元會は陸軍操練を調査して報告する任務を帯びていた。その後、二月一日、李元會は総理機務衙門の参画官として任命され、参謀官李東仁と共に、汽船と銃砲購入計画を担当するようになったが、同一五日頃に李東仁が失踪した後、この計画に蹉跌が生じるや、同二六日に朝士視察団の朝士に戻された。そして、同二六日頃、金鏞元が李東元の代わりに汽船運航に関連する諸般事項に関する情報を収集することを指示する武衛所伝令を受けて、東萊暗行御史の資格ではないが、朝士視察団の一員として合流した。

それでは、朝鮮政府がこのように、三段階にわたり朝士視察団の規模を拡大して派遣した理由は何であったか。当時の国内情況と連関させて考察してみると、次のようなことが考えられる。

まず、朝鮮政府が第一段階として、一月一日に、朴定陽など七名を朝士視察団の朝士に任命した目的は、明治維新以後の日本の実情全般および日本政府内の各省の事務を調査・把握し、朝鮮の内政改革に必要な方案を講じるために、特に一八八〇年一二月に新設した総理機務衙門の運営に必要な人材を養成するための参考資料を収集するところにあった。

彼ら七名の朝士は一月二四日にソウルを出発し、二月二五日には、彼らのなかの魚允中と洪英植を除く五名は東萊

府に到着して泊まっていた。しかし、彼らは魚允中と洪英植が到着せず⁽³⁴⁾、しかも東萊府が支給することになつていた経費が調達されなかつたので、渡日することができなかつた⁽³⁵⁾。

実際に彼らが渡日できなかつた根本原因は、当時、朝・日間の最大の懸案であつた税則議定に関する協商が難航を繰り返していたためであつた⁽³⁶⁾。つまり、朝鮮政府は一月二七日に、金弘集を通じて比較的高率の差等関税と全開港場からの米穀禁輸などの条項を規定した税則草案（附録2）参照の議定を促しており、これに対して花房公使は、まづ仁川を開港することを要求していた⁽³⁷⁾。結局、朝鮮政府は早急な税則議定を結ぶために、二月一日に仁川を翌年（一八八二年）九月から開港することで合意したのである⁽³⁸⁾。

このように、仁川開港が迫っており税則議定が実現される可能性が見えると共に、朝鮮政府は今後創設される税関の運営と仁川開港がもたらす社会・経済的な影響⁽³⁹⁾に対処する政策を早急に整備せざるを得なくなつた。したがつて、朝鮮政府は二月二日に、第二段階として、李鏞永など三名の朝士を朝士視察団に追加配置して、日本の税関事務を調査・報告するようにしたのであり、それと共に、二月一〇日には李元會と李東仁をもつて、汽船と銃砲購入計画を担当するようにし、仁川開港に及ぼし得る影響に対処しようとしたのである⁽⁴⁰⁾。

しかし、汽船と銃砲購入計画がうまく行かなかつたので、二月二六日に、第三段階として李元會と金鏞元に、それぞれ陸軍操練と汽船運航に関する情報を収集・報告する任務を与えて、朝士視察団に合流させたのである。

〈表 2〉 朝士視察團の構成

朝士	隋員	通事	下人(倅人)	日本人通譯
朴定陽	王濟膺・李商在	金洛俊	李秀吉	上田敬助
趙準永	李鳳植・徐相直		(文順錫) ・崔允伊	武田邦太郎
嚴世永	嚴錫周・崔成大	徐文斗	朴春鳳	
姜文馨	姜晋馨・邊宅浩	金順伊	劉福伊	
沈相學	兪鎮泰・李鍾彬	金永得	尹相龍	
洪英植	高永喜・咸洛基・全洛雲	白福周	鄭龍石	
魚允中	柳定秀・兪吉濬・尹致昊 黄天彧		金永根	
李鑣永	李弼永・閔建鎬	林基弘	金五文	
閔鍾默	閔載厚・朴會植	金福奎	李正吉	
趙秉稷	安宗洙・兪箕煥	李章浩	(林錫奎)	
李元會	宗憲斌・沈宜永	李壽萬	(金鴻達) ・李順吉	
金鏞元	孫鵬九	金大弘		

1. この表は主に李鑣永、『日槎集略』; 朴定陽、『從官日記』を参照して作成したものである。
2. この表に示されていないが、5月10日頃には金亮漢が渡日しようとして魚允中の随員として合流した。

2. 朝士視察團の活動

(1) 任務遂行

一月一日から二月二十六日まで、三段階にわたり朝士視察團の朝士に選抜された一二名が、やがて渡日するため、全員東萊府に集結したのは三月二日であった。⁽⁴¹⁾ 引き続き、高宗は三月二九日に鄭秉夏便に総五万兩を彼ら朝士たちの任務遂行のための経費として支給した。⁽⁴³⁾ これは東萊暗行御史の資格を持つてない金鏞元を除く一一名の朝士に、それぞれ日貨で、一、三六六圓ずつ換金され支給された。⁽⁴⁴⁾

四月一日には、弁察官である玄星運を通じて船便が賃貸された。⁽⁴⁵⁾ やがて、朝士視察團の朝士たちは四月一〇日(陽、五月七日)にへ表2のように、

日本人通訳二名を含む総勢五一名の随行員を率いて住友店所属の安寧丸便で、日本に向かつて出航したのである。⁽⁴⁶⁾

朝士視察団の任務遂行過程を考察する前に、彼らに対する日本側の態度を調べて見ると、日本政府は彼らの任務遂行に積極的に協力する立場をとった。すなわち、朝鮮政府は四月二十九日に、日本外務省が禮曹宛てに発送した公文を受領したが、その内容には次のような朝士視察団に関する日本政府の協力方針が示されている。

まず、東京到着以前の協力方針を考察して見ると、日本側は近藤領事から、朝士視察団がすでに出発しており、彼らは神戸などを陸路で經由して東京に向かう予定である、という事実が伝えられた。そこで、外務省四等属官である水野誠一を神戸に派遣し、彼らを迎え歓待、案内するようにしたのであり、彼らの沿路に必要な「一切応用物料」を要請すれば、これを提供するようにしたいということを一明らかにし、次の三項目の具体的な協力方針を指示したのである。

一、各府県内の製造廠は大小に関らず、紳士たちが視察を要請すれば、すぐ案内し心行くまで自由に見られるようにする。

一、至る所に群衆の集まることを必ず阻止し、あえて不敬を犯す者がないようにする。⁽⁴⁷⁾ 大阪造幣局や西京禁闕は、庶民が自由に入入りできない所であるが、自由に見るのに障碍にならないようにする。

一、我が国（日本）の紳士や人民として、視察団員を招請し接待しようと望む者がいれば、思うように往来しても良いし、それを拒まないようにする。⁽⁴⁷⁾

このように、日本側は朝士視察団の紳士たちを「紳士」と称しながら、彼らが東京までの沿路で視察しようとする全ての施設を見学することと、日本人士を接見するのを許容するなど、便宜を提供することを約束したのである。それと共に、このような方針を朝士視察団が通過する兵庫・大阪・京都などの府知事および県令にも通知していること

を明らかにしている。

次に、四項目から成る東京到着以後の協力量針を考察してみると、下記の通りである。

一、一行が東京に入ってくれば、本省属員である華族五辻中長をもって、便宜にしたがって世話をさせ、昨年の修信使例と同様にする。宿舎は路図のように港区芝増上寺内、海軍が管轄する宿舎一軒を充てる。もし、別に起居したいとすれば、その意に任せる。

一、 学術研究と命を受けて処理する事、および観覧・視察は真に知識を開発できるようなものを尽くして導き、手落ちがないようにする。

一、 練兵に関するものは、決まった施行日を待つて観覧することを勧めるようにするが、特別に彼らのために、臨時に観兵できるようにする。

一、 その他は、随時に議論して、懇切に誘導することに最善を尽くす。但し、復命して処理することを良く知らない場合には保留して置き、まず前もって予定すべきではない。⁽⁴⁸⁾

このように、日本は朝士視察団の任務を明確に知っていた訳ではないが、彼ら朝士たちの宿舎問題をはじめ、彼らの任務遂行に積極的に協力することを明らかにしていた。その外にも、日本側は彼らに、軍事訓練および諸般施設を観覧できるようにする、と確約していた。

こうした日本側の協力の下で、朝士視察団は四月一日、対馬島に到着した後、長崎・大阪・京都・神戸・横浜等の施設を視察し、沿路の地方官たちに接待を受けながら、四月二八日(陽、五月二五日)に東京に到着した。彼らは、日本側の要請通りに外務省を訪問して入国申告をした後、七月一四日(陽、八月八日)に東京を離れるときまで自分たちに与えられた任務を遂行したのである。⁽⁴⁹⁾

〈表3〉 李鏞永の税關事務調査日程

日 時	接見人物(官職)	調 査 内 容
4.12(5.9)	河野通猷(長崎税關長)	税務問答
4.16(5.13)	高橋新吉(神戸税關長)	〃
4.26(5.23)	奥井清風(神戸税關書記官)	〃
5.5(6.1)	宮本小一(外務省大書記官) 蜂須賀茂韶(大蔵省關稅局長)・石川有幸(大蔵省小書記官) 有島武(大蔵省小書記官)	税則問答 税則論議・『條約類纂』貸出
5.7(6.3)	蜂須賀茂韶	税關事務問答
5.12(6.8)	〃	「税關事例」の調査に対する質問に答えてくれることを要請する
5.15(6.11)	山野景範(外務省大輔)・宮本小一	税務問答
5.17(6.13)	何如璋(駐日清國公使)	税則問答
5.18(6.14)	蜂須賀茂韶・有島武	「税關事例答録」領収
5.24(6.20)	本野盛享(横濱税關長)・葦原清風(横濱税關副關長)・ 渡邊至(横濱税關文書課長)・菊名啓之(横濱税關受稅課長)・ 富田淳久(横濱税關鑑定課長)	税務問答
5.25(6.21)	本野盛享	横濱港施設視察
5.26(6.22)	范錫朋(駐横濱清國領事) 本野盛享・葦原清風	税則問答 税務問答
5.27(6.23)	丸毛利恒(横濱税關文書課員)・向坂常(横濱税關會計簿記) 津川良藏(横濱税關外國事務)・本野盛享・菊名啓之	税關事務見學・「税關全図」製作依頼
5.28(6.24)	横濱税關各課職員	輸入・収税節次講論
6.1(6.26)	范錫朋	税務問答
6.2(6.27)	葦原清風・各課職員	輸入節次講論
6.3(6.28)	各課職員	輸出節次講論・各課事務問議
6.7(7.2)	〃	商品荷役節次講論
6.14(7.9)	中村庫輔(横濱税關監視課長)	商品荷役節次實習
6.17(7.12)		鑑定節次見學
6.22(7.17)		『條約類纂』校正始作
6.26(7.21)	中田武雄(漢學者)	中田と『條約類纂』校正
6.29(7.24)	中田武雄	〃
7.2(7.27)	〃	〃 元帳対照完了
7.3(7.28)	有島武	有島武に『條約類纂』再校依頼
7.5(7.30)	何如璋	税則問答
7.6(7.31)		「釜山元山半年輸出入表」の訳
7.10(8.4)	中田武雄	中田に『條約類纂』三校依頼
7.15(8.9)	本野盛享・葦原清風	外國人居留地視察
7.20(8.14)	奥井清風	『條約類纂』のなかの税則財名の校正を奥井に依頼
7.21(8.15)	高橋新吉	税務問答

この表は李鏞永の『日槎集略』によって作成したものである。

彼らは各自が担当した特殊任務、すなわち各省の事務、税関事務、陸軍操練、汽船運航に関する調査に着手した。彼らは、こうした仕事をするために、主にその分野の日本側実務者との接触を通じて、研究し調査しながら、関連資料をもらい、これを日本側の協力を得ながら漢訳することに主力を注いだのである。このようなことは、李憲永の任務遂行過程を示している(表3)に良く現れている。

それと同時に、彼らは日本の政界要人と経済界人士、および在野著名人、そして、駐日清国使節などに会い、日本の内情全般や国際情勢に関して意見を交換することによって、その実態を把握するための助けを得たのである。⁽⁵⁰⁾ また、彼ら朝士たちは明治維新以後、日本が推進した富国強兵政策の成果である近代的施設および陸海軍の訓練実況、そして諸般制度を視察し調査した。⁽⁵¹⁾

その他にも、魚允中は大蔵省事務を調査する任務を兼ねて、一つの特殊任務を持っていたが、それは自分の随員たちを日本に留学させることであつた。⁽⁵²⁾ したがって、彼は兪吉濬・柳定秀を慶応義塾に、伊致昊を同志社に入学させ、日本語などを学習するようにしたのであり、また金亮漢は造船所で造船技術を習得するようにしたのである。⁽⁵³⁾

以上に考察したように、朝士視察団の朝士たちが彼らの任務を遂行する際において、日本側の協力は積極的であつた。しかし、日本側の協力が友好的な動機だけによつて行われていたのではなく、その背後には、政治的乃至経済的な利害関係が大きく作用していたのであつた。⁽⁵⁴⁾

(2) 復命

朝士視察団の朝士たちが任務を終えて帰国・復命した過程を考察して見ると、次の通りである。朝士視察団のなかで、魚允中と金備元のような朝士と兪吉濬など、彼らの随行員を除く一〇名の朝士たちは、随行員と共に閏七月一日

(陽、八月二十五日)に長崎を出発して、翌日に釜山に到着した。⁽⁵⁵⁾

彼らは、帰京の際に、二ヶ月余りの時間をかけ、彼らが遂行した任務の結果に関する報告書を作成したのであり、八月二十五日、李元會の復命⁽⁵⁶⁾を始めとして、八月三〇日には朴定陽・趙準永・沈相学・李鏞永・嚴世永⁽⁵⁷⁾などが、九月一日には閔種黙・洪英植⁽⁵⁸⁾が、そして、九月二日には趙秉稷⁽⁵⁹⁾がそれぞれ復命した。また、日本に残留した魚允中は朝・米条約の協商に関する特殊任務を持って、一〇月二日に天津に渡り、李鴻章・鄭觀応・周馥などと会談した後、一月一〇日、釜山に帰国して一二月一四日に復命した。⁽⁶¹⁾一方、汽船運航に関して調査する任務を帯びていた金傭元は、日本で自らの任務と直接的な関連がない化学と養蚕学を修学しながら滞留していた。⁽⁶³⁾

日本に引き続き滞留した金傭元と復命時の筵説が残っていない李元會を除く一〇名の朝士たちが、日本の実情全般に関して観察・調査したことを復命時に高宗に報告した筵説は記録として残っている。しかし、この筵説の内容を分析して見ると、明治日本に対する朝士たちの評価が肯定的なものと否定的なものとで、両分されていたことが分かる。

まず、明治日本を否定的に評価した朝士たちは、朴定陽・鄭準永・嚴世永・李鏞永・閔種黙・沈相学・姜文馨・趙秉稷などであるが、この中の代表的な見解としての朴定陽・趙準永・姜文馨などの報告を考察すると、次の通りである。つまり、朴定陽は高宗が「日本の強弱は如何であったらうか?」、と下問したことに對し、下記のように、当時の日本の富国強兵政策を批判して答えたのである。

「日本は」外様を見ると、かなり富強のように思われます。領土が広くないのでなく、軍兵は強くないのではなく、宮室と機械が眼に華やかでないのではない。「しかし」その中を詳細に察して見ると、そうではない所があります。一度、西洋と通交した後は、単に巧妙なことだけを追うばかりで、財政が枯渇して行くことは考えてなかったのです。機械を設置する度毎に、各国に負債を負う額が甚だ多くなりました。その機械から利益が残るものを、その国債

の利子と計算してみると、しばしば不足すると言う心配があります。その間に、西洋人に侮辱を受け、敢えて生気を振るえず、一樣にその制度を追い、上では政法と風俗から、下では衣服と飲食に至るまでの習慣が変わってないものがありませぬ⁽⁶³⁾。」

このように、朴定陽は、日本が明治維新以後富国強兵を成し遂げた点は認めてはいたが、それは実益がないと見て、その価値を高く評価しなかったためであり、また、日本が文化や制度面で西洋化されたことも批判的に見ていたのである。

そして、趙準永と姜文馨も、高宗が日本の西洋化に対し、「倭人が他国の法を皆好んで、たぶん、折衷しなかったので、服色までもそのようになってしまったようだ。これは、その国を失うことである⁽⁶⁴⁾」、というや、これに答えて、それぞれ「聖教が真に正しいことで御座います。「日本が」短点を捨てて、良い点を取れず、全て「西洋を」真似るので、今日の日本は土地と人民以外には、一つも旧制が御座いません⁽⁶⁵⁾。」と答え、あるいは、「日本の衣服制度の改革は」単に、その国を失ったばかりではなく、彼らも恥ずかしがっている様子でした⁽⁶⁶⁾。」と答えて、日本の西洋化を否定的に評価したのである。

次に、明治日本を肯定的に評価した朝士は洪英植と魚允中であり、彼らは次のように高宗に報告したのである。すなわち、洪英植は高宗が、「日本の制度が宏大で政治が富強であると言われているが、察して見て、そのように感じただであろうか」、と下問されたことに對し、次のように答えている。

「その制度が、たとえ宏大であっても、それは皆集まって、かつ積まれて成されたもので御座います。財力に至っては、その事を起こすことが甚だ盛んであるので、常に不足することを心配しております。その軍政が強くないのではないのですが、これは皆、昼夜にかけて熱心に、齋心一力して成したもので御座います。彼らが成した事を持って

見ると、真に難しいことでは御座いませぬ⁽⁶⁷⁾。」

このように、彼は日本が明治維新以後成し遂げた富国強兵を好意的に評価した。

魚允中も、当時の国際情勢が「常に富強だけを計っていた戦国時代と同一であるだろうか」、と言う高宗の質問に答えて、「真にそれで御座います。春秋戦国はまさに小戦国であり、今日は大戦国であるので、全ての「国が」ただ智力で争雄するだけで御座います⁽⁶⁸⁾」、と答えている。そして、このような現実的な判断の下で、彼は日本も、「現在の局勢を振り返る時に、富強でなければ保国できないので、上下が合心して経営するのはまさにこの一事だけで御座います⁽⁶⁹⁾」、と答えて、日本の富国強兵政策を時勢に適した合理的なもの、と評価していた。また、彼は、高宗が「近来に、中原「中国」は果たしてどんな事に入れているのであるか?」、と訊いたことに答えて、「初めには軍務に専心を傾けたが、近来には招商局を再開し、輪船を使用して商業も奨励しています。「何故ならば」外人が来る訳は、まさに通商(が目的)であるので、我々も商務で応じなければならぬ⁽⁷⁰⁾」、と答えて、富国強兵政策が日本に限られたものではなく、清国も施行していた、という点を明らかにしていた。

以上のように、復命時の筵説を残した朝士一〇名中に、朴定陽・趙準永・姜文馨など八名は、明治日本の発展相に対して批判的ないしは否定的に見た反面、残りの二名(魚允中・洪英植)はこれを好意的ないしは肯定的に見ていた。それだけではなく、これら二つのグループの朝士たちは、朝鮮の開化・自強と関連した政策構想を展開する上でも、異なる立場をとった。つまり、前者は朝鮮の伝統的な文化と制度を温存させながら、西洋の一部技術だけを受容することによって開化・自強の目的を達成することができるという立場をとったのである。これとは異なり、後者は朝鮮が日本と同様に、富国強兵をなし遂げるためには、朝鮮の既存制度のなかで、少なくとも身分制度・科挙制度・軍事制度などを含む主要制度の改革を断行しなければならぬ、という立場をとったのである。故に、この論文では、便

宜上、前者を自修自強論者、そして後者を変法自強論者と称することにする。

Ⅱ. 朝士たちの日本観

1. 自修自強論者の日本観

朝鮮時代においては、暗行御史が任務を終了すれば帰還して書啓と別単を各一通作成し、復命日に、王に提出するのが常規であった。書啓は、王が下した封書に指示された事項を採訪記載した文書で書簡形式になっており、別単は書啓に添付される附属書類で、書啓が復命に必須文書であるのに対して、別単は見聞と採訪事項が多いことから生じる追加書類である。⁽⁷¹⁾

自修自強論者に属する朴定陽・趙準永・姜文馨・李鏞永・閔種默・沈相学・嚴世永など八名の朝士たちの対内職銜は、「東萊暗行御史」であった。したがって、彼らもへ表4に示されているように、封書で詳探するよう指示された日本の「朝廷議論・局勢形便・風俗人物・交聘通商」など、実情全般に関して調査した結果について、「聞見録」または「聞見事件」乃至「聞見条件」という題目の書啓を作成したのであり、これらの人の数名は彼らの出発から帰還に至る旅程を記録した別単も、別途作成して、これらの報告書を復命日に、高宗に呈納したのである。

ところで、自修自強論者に属する朝士たちが残した「聞見事件類」は、正・草本を合わせて一五巻が現存する。したがって、ここには、主にこのような記録を分析して、彼らの日本観を考察し、これを歴史観・政治観・経済観・社会観・通商観などに区分して、究明することにする。それと共に、分析の便宜を図るために、李鏞永・趙準永・姜文

〈表4〉 朝士視察團 朝士たちの「見聞事件類分類表」

一連 番號	著 者	書 名	構 成	奎章閣 圖書番號	備考(影印事項)
#1	朴定陽	日本國聞見條件	聞見條件だけ で構成される	.	(韓國學文献研究所編、 『朴定陽全集』第五卷)
#2	趙準永	日本聞見事件草二	別單と聞見録 で構成される	7769-2	.
#3	〃	日本聞見事件草一	聞見録のみが 収録される	7689-1	.
#4	姜文馨	聞 見 事 件	聞見事件だけ で構成される	15250	.
#5	〃	聞 見 事 件	〃	21349	#4と同一の内 容である
#6	李鏞永	日本聞見事件草一	別單だけで 構成される	7767-1	.
#7	〃	日本聞見事件草	聞見録だけで 構成される	7769-3	.
#8	〃	日本聞見事件草二	〃	7767-3	#7と同一の内 容である
#9	〃	東萊御史書啓單	別單と聞見録 で構成される	.	(韓國學文献研究所編、 『魚允中全集』) #6と#7を 合わせたものである。こ れから推測するとこの本 は魚允中のものではない
#10	〃	聞 見 事 件	聞見事件だけ で構成される	1311-3	#7と同一の内 容である
#11	閔鍾默	聞 見 事 件	〃	1311-2	.
#12	沈相學	日本聞見事件草二	別單と聞見録 で構成される	7767-2	従来、閔鍾默のもの として知られていたが これは誤りである
#13	嚴世永	日本聞見事件草一	別單と聞見録を 区別してないが、	7769-1	.
#14	〃	日本聞見事件草二	内容としては含 めている	7689-2	#13と同一の内 容である
#15	〃	聞 見 事 件	別單に該当す る内容がない	1311-1	.
#16	魚允中	財 政 見 聞	歳入歳出など7つの項 目で構成されている	.	(韓國學文献研究所編、 『魚允中全集』)

馨・巖世永のように、異本がある場合においては、内容対照を通じて正本として認められた一連番号(井)2,4,9,13などの記録を分析対象としたことをおことわりして置く。

(1) 歴史観

自修自強論者に属する朝士たちが、日本が明治初めに至るまで辿って来た歴史的経路をどのように認識したのかについて考察する前に、彼らが日本の地理的環境に対し、どの程度の知識を持っていたのかを考察してみると、次の通りである。

巖世永は日本の地理一般に対して、「全国の地勢は、東高西下で、北緯三〇度から四五度、四六度に達し、経線は東京の極東が一一度、極西が四一度である。面積総数は二四、七九六萬方里である⁽⁷²⁾」、と言っており、朴定陽は日本が東アジアで占めている地理的位置に対し、次のように理解していた。

「日本は、東海中の一つの島国であり、四面が海である。西北は我が国の東萊と機張等の地に相面しており、直北は樺太島を境界に、ロシアと接境した。東北は千島列島が断続して、ロシアのカムチャッカ半島と相連しており、東南は太平洋である。西南は琉球諸島であり、中国の台湾と真向かっている⁽⁷³⁾。」

このように、巖世永が緯度と経度のような科学的概念を利用して、日本の地図上の位置を説明しており、朴定陽が当時の領域問題で日・清・および日・露間で緊張が高まった琉球・台湾・樺太島等の地を取り上げながら、その地理的位置を説明している点を見ても、自修自強論者たちは日本の地理的環境に対し、相当な知識を持っていた、と言えるよう。

次に、彼らは日本が明治維新を断行するまでに辿って来た歴史を、どのように認識したのかについて考察してみる

と、次の通りである。

日本の神話時代から明治維新までの歴史を概観した朝士としては、嚴世永を挙げることができる。彼は、『年契表』という古文書を引用して、日本の神話時代に「天神七代」と「地神五代」という、所謂「神世」があったとした後、『本朝通鑑』と『日本政紀』のような史書を参照して、次のように、日本歴史を概括していた。

「辛酉 [660B.C.] 年 神武主 [天皇] から丁卯 [一八六七] 年孝明主に至るまで、国の年代・位置・制度を証明できる文献がある。しかし、関白が執政して壇権した後、源氏・平氏の門戸が各立して、三数百年間に、日主は単に虚位を守っただけであった。徳川氏に至り、崇儒する国中の読書明義之士が争って尊王廢藩論を引き起こした。戊辰 [一八六八] 年初めに、まず、徳川氏を納土帰邸させることによって、各藩を次第に罷歸させ、日本全幅がようやく日君の版図になった。引き続き、旧制を撃破して、一代一号の制度を定め、明治を年号にした。」⁽⁷⁵⁾

このように、彼は、日本古代の天皇制から鎌倉・室町幕府、および徳川幕府を経て、尊王攘夷運動によって、王政復古、すなわち明治維新が断行された過程を略述していた。そして、彼らが、明治維新が断行された理由とその推進勢力に対し、どのように認識していたのかを考察して見ると、その代表的な見解を、朴定陽の次のような記録に見出すことができる。

「最初に、西洋と通交する時に、朝議が一樣でなく、時には攘外不納者もあつたのであり、あるいは開国請納者もあつた。西洋と通交した後も、時には政法を皆、西人を模倣しようとするものもあつたのであり、あるいはそのまま、旧制を守ろうとするものもあつたのであるが、「開港党・鎖港党」、「開化論・守旧論」と呼びながら、互いに謀略して、長い間衝突したのである。この時に直面して、関白の余党は中で做乱して、欧米の強敵は外で侵虐した。執政した数人が臆決倡起して衆議を排除し、主威 [天皇の權威] を頼つたが、朝廷では是非が定まらず、野衡においても議

論がさまざまであった。甚だしくは大臣が街路で喫煙してもその意を変えず、そのまま通和を認め、かなり西法を模倣したのである。今日に昨日の法を改正し、明日に今日の法を改正した。したがって、鎖港・守旧を主張する人は、再び敢えて朝議に参列できない⁽⁷⁶⁾。」

このように、彼は、明治維新は内憂外患に会い、西欧化を志向する「開化党」が決行したものであり、その後、彼らが政権を取って、急激な西欧化を推進していると見なしていたのであり、こうした見解は他の朝士たちからも見出すことができる。

以上に考察したように、自修自強論者たちは日本の地理的環境や日本の歴史、および明治維新の背景などに関し、比較的正確に認識していたのである。

(2) 政治観

まず、自修自強論者たちが明治維新以後、西欧式で改革された日本の政治制度に対し、どの程度理解していたのかを考察してみると、その代表的なものとして、次のような朴定陽の記録をあげることができる。

「日本は」英国の上・下議院を模倣して元老院・大審院を設立した。凡そ一法があれば、官民を問わず、必ず大審院に出てゆき発議し、大審院は太政官に上申し、太政官は元老院に送り、各省の官吏を会集して、言者の貴賤を問わず、ただその法の可否だけをとる。議長がいて、議席を専管し、たとえ一法・一令であっても、必ず会議で決議した後、施行する。これが、まさに、立法の大要であり、法令が一応定まれば、その施行は当然に、各省と各地方に委ねるが、これが所謂、行政の大要領である。凡そ司法は全的に司法省と裁判所が担当しており、各府県にも裁判所がある⁽⁷⁸⁾。訴訟などの事務を管轄する。そして、知事と令は、まさに、行政官であるのでこれに参与しない。」

このように、彼は明治維新以後、日本の政治が大審院と元老院の両院が立法権を、太政官と各省および各府県が行政権を、そして司法省と裁判所が司法権をそれぞれ担当する三権分立的な統治制度を特徴としている、という事実を知っていたのである。そして、このような統治制度の機能に対する理解は他の朝士たちにも見られる⁽⁷⁹⁾。

その他にも、彼らは官吏任用制度や刑法の改革、および自由民権運動などに対しても一定の知識を持っていたのである。すなわち、彼らは日本の官吏任用制度は、「設科して取士する法がなく、各学校の生徒が卒業すると、才能にしたがって採用し、党論に嫌碍されたり、華・士族と平民の身分的差別がないこと」を理解していた⁽⁸⁰⁾。また、彼らは、日本が西欧式警察制度を導入・実施しており、フランス法典を参照して、徒・流・杖・笞のような刑罰を罰金と懲役刑に変えて施行していることも発見していた⁽⁸¹⁾。そして、彼らのなかで閔種黙は、「一人の弁士が連唱して言っている」、国の大勢は人民にあると云う。これは、自由権を指すのである⁽⁸²⁾。と云っていることや、朴定陽が「野論を聞くと、「日本の政体が」君民共治と言ひ、朝士に聞けば府・県会が毎年国会を開設することを請うが、もし国会を許せば、まさに君民共治と同様になるので、これを暫く認めないままに在る⁽⁸³⁾」、と記録していることから推測すると、彼らは当時、日本の国権論と民権論の対立に関しても、ある程度知っていた、と言えよう。

彼らのなかの一部は、明治維新以後採択された日本の諸般制度の中から、長点になるものは受容しようとする姿勢を持つていたのである。これは、李鏞永が日本の漢学者で、かつ歴史家であった重野安繹（一八二七—一九一〇）に言った次のような言葉から伺うことができる。

「私の今回の訪問は、貴国が政体を一新したという話を聞き、一度「これを」遊覧しようとするもので御座います。しかし、やはり汗漫に遊覧して終わるわけには行きません。「貴国の」法政のなかで、見習うことがあれば、「我々も」これを見習うことが良いでしょう⁽⁸⁴⁾。」

しかし、このような受容態度にも拘わらず、彼は日本が旧制度を一度に廃棄し、全ての制度を西欧化した訳を理解することが出来なかった。結局、彼は次のような疑問を駐日清国公使、何如璋に吐露したのである。

「日〔本〕国の情形は一時の寓見では、どうしても理解できません。その政治を一変させ、百度がすべて新しくなつたが、これは、すなわち西人の制度を模倣したものであります。これが果たして、西人が指揮したものでありますか？ それとも、日人が喜んで行つたものでありますか？」⁽⁸⁵⁾

このように、彼は、日本が無分別に西欧式制度を模倣しているとして、これを批判したのである。このような見解は、李鑣永に限られているものではない。朴定陽と嚴世永も復命時の筵説で、それぞれ、日本が政治制度や法律を西欧化したことを、日人の民族性によるものと見なして、その効用性を否定したのである。つまり、朴定陽は「そ〔日本〕の政法は長短を考えず、単に西欧を模倣して、毎日その規程を直します。これで推測して見ると、彼ら〔日本人〕が変わつたものが好きで、追従するのは分かりそうです」⁽⁸⁶⁾、と話しており、嚴世永も、「日人の性情は、変わったものを見ると必ず真似るものです。律を例として話すと、旧典をすべて廃棄し、是非とも改新しようとして、その書が一致しておりません」⁽⁸⁷⁾、と論評している。

以上のように、自修自強論者たちは、日本が明治維新以後採択した西欧式三権分立制度や刑法の内容などに関して理解していたが、このような制度の効用性は認めていなかったのである。

(3) 経済観

自修自強論者たちが調査したところによれば、日本は明治維新直後、貨幣制度を改革し、一八七三年には地租改正を断行した。また、当時、日本政府は産業を振興するために博物会・博覧会などを開設し、天皇が直接博覧会場に来

て、優秀物品を製造した人々に施賞するほど、近代産業育成に主力を注いでいた。その結果、彼らが視察したところによると、日本の至る所に、横須賀造船所、品川琉璃煉造処、牛皮治造処、砲廠工作所、紡績所、製紙所、そして、製革場など、火輪ないし水輪によって稼動される近代的な工場もあつた。さらに、日本は鉱業の振興も計る一方、一八八〇年には、農商務省を新設して農・商業を本格的に育成していた。すなわち、政府支援下に三菱社、協同社などの会社が設立されており、各国の農器具を実験し、種穀と果樹などを試験栽培する農務局試験場が設置・運営されていた。それと合わせて、当時の日本は鉄道・郵便・電信のような近代的交通・通信施設も拡張していたのである。

まず彼らが、このような明治維新以後、日本が採択した西欧式産業設備や交通施設をどのように考えていたのかを考察してみると、次の通りである。これに関する代表的な見解として、朴定陽が日本の鉱工業および交通・通信施設に対して下した評価が注目される。彼は、日本の工業を次のように評価した。

「機械を設置したところを見ると、鑄鉄・造紙・断木・打鉄・練織などの機械と掘盤の道具から鑄字・印冊の機器に至るまで、この「火輪・水輪」によらないものがなく、別に人力を使わずに成している。現在まで一〇余年間、日人がまだその技術を詳解できず、いつも西洋人を師にしている。故に、その設置した機物の費用と西洋人雇用にかかる雑費を計算すれば、「機物の利益が」しばしば、「機物設置にかかった国債の」利子を補充するのに不足すると言つ。凡そ、機械を使う技術はたとえ臆見に思料（⁸⁸）することができず、設機した鉄物と日用の煤「石」炭は、実にかかる費用が巨大である」。

このように、彼は日本の近代産業設備が効率的であると言う点は認めたが、その設置、および運営にかかる費用が過大であることをあげて、西洋技術導入の実用性については懐疑的であつた。彼は、日本の鉱業についても、「**「鉱業」**もやはり、西「洋」人を備入して開業したのであり、その採鉱に至っても糜小な金銀を得るに過ぎないので、日人が

言うところの採掘した鉱物が、いつも掛かった費用を補充できないのは当然である、⁽⁸⁹⁾と云って、工業とほとんど同一の評価を下していた。次に、彼が日本の交通・通信施設のなかで、鉄道について評価したことを見ると、次の通りである。

「[鉄道は]その用度が広く、その運行が非常に早い。[しかし]毎一年、収税はちようど八〇万余圓であるが、ほとんど毎年、鉄道補修などの諸費がむしろ五〇余萬圓である。一年収入から一年の費用を除くと、剰余金(剰余金)は三〇余萬圓に過ぎない。この剰余金で、設業の費用を充当しようとすれば、三〇余年後にようやく終了することができる。いわんや当初設業の費用はすべてが国債である。毎年、その利子が大変多いので、収税の剰余額はその利子を補充することに過ぎないだけである。故に、元債報償は、将来その期限がない。単に鉄道だけでなく、日国に設置された機械類は大概これと似通っている」⁽⁹⁰⁾。

このように、彼は、鉄道などの交通・通信施設についても、鉱工業と同じような評価を下している。このような見解は、朴定陽だけに限られていなかったことは、次に考察する日本の富国強兵政策に対する自修自強論者たちの批判からも、伺うことができる。

彼らが調査したところでは、当時、日本政府の歳入は五五、六五〇、〇〇〇圓程度であったが、⁽⁹¹⁾日本政府はこのような莫大な歳入があっても、産業建設を通じた富国強兵政策に必要な費用を充当できず、これによって三億六千萬圓に達する国債を抱えていたのである。しかし、彼らは、日本が富国強兵政策の結果として、外形的發展を成し遂げたことを認めていたのであり、このような点は、李鏞永の次のような記録にも良く現れている。

「日本は」ただ富国強兵だけを急務として定めている。さまざまの機械局の設置規模が極めて大きく、さまざまの器用物の製作には、技工が兼備されているので、窮天造・奪地利したと言える。その上、講武と銃砲の備蓄を少し

も怠けない。やはり富国と言えただけのものがあ、富国であるので、また強兵と言えるのである⁽⁹²⁾。

このように、彼は、日本の富国は認めるがこれは外形だけであると見て、次のように批判したのである。

「しかし、毎年の経費が前よりも倍以上増えて、課歳収入としては、実際は継続供給し難い。それに、国内から外国に至るまで、公債が漸積されたものが三六三、三二七、九七〇圓にもなっており、毎年の利子の償還だけでも少なくない。……から聞くと、生活はますます窮乏になっていくということであり、気象は不安定になっていくようで、生きていくことが以前よりも楽しくでない、と嘆いていたのである。およそ今日「日本」の国勢を察してみると、多くのことの経営が「外国を」模倣して、たとえ外見では富強であるように見えるが、自主的に裁制できず、心では困難に耐えている、と言う。」⁽⁹³⁾

李鏞永と同様に、嚴世永も日本が明治維新以後、富国強兵政策を採択し、所期の目的である外形的な経済発展を成し遂げたが、それは中身の無いものであると見て、次のように批判しているのである。

「日本は」あらゆる富国強兵の術と利用厚生の方をすべて具備しないものがない。しかし、近来には、多額を課税しても梁泊「梁山泊？中国山東省の梁山にある池」に穴が開き、財用に節制がないので、絶えず漏れる穴をふさげず、国債が三億万余円に至るほど累積されている。この「償還」に三〇年を予算したが、この一事で推測して見ても、財政が空っぽで中身がないことが充分分かる。」⁽⁹⁴⁾

このように、自修自強論者たちは当時、日本の経済状態を批判的に見ていた。しかし、彼等は、日本政府が運営していた農務局試験場や養蚕奨励などのような農業育成策には大きな関心を表明した。すなわち、沈相学は日本の近代の農政を次のように好意的に評価したのである。

「日本は」農商「務」省を新設し各国で製造した農器を試験して、優劣を分け、また数千畝の田を定め、各国の種

穀と果樹を植え、小さい札にそれぞれ、某国の何の穀物で某国の何の果樹であるかを書いて架けておく。その栽培に適すると土壌の好否を研究し、その結実の多寡を試験しているが、これも取長務農の計である。官員を置き、これを検査しており、農務局試験場と称する。……農蚕は江戸「東京」から三〇〇里離れた富岡と言うところから縦横百余里の野があるが、すべて桑樹を植え、数千百間を養蚕する。国家が努めて施設することによって、民間に蚕農を奨励して、僅か七、八年間に、桑農が大きく増えて、その近所はみんな養蚕に努めている。その絹糸は、品質が諸国の中で最高であつて、中国と西洋がみんな来て、絹糸を貿易して行く。日国の百般施設中に利益があつて害がないものは、ただこの務農為民を第一にする政事だけである⁽⁹⁵⁾」。

このように、彼は、日本の農業振興政策は利益があつて害がない良策として評価したのであり、姜文馨も「末利〔商・工業〕を追求することは、たとえ論ずるに値しないかも知れないが、本「農業」に努めることは、むしろ真似るだけの値打ちはある。」と評価した⁽⁹⁶⁾。

要するに、自修自強論者たちは、明治維新以後採択した富国強兵政策の結果、日本が外形上、富強を達成した点は認めしたが、これによって財政が悪化したと見なして、中身の無いものと評価したのである。但し、彼らは近代西洋技術の効率性や通信・交通施設の便利さは認めたのであり、農業振興政策も良策として高く評価した。

(4) 社会観

自修自強論者たちは、日本が明治維新以後、身分制度が崩壊し衣食住が西欧化され、それと共に、陽曆を採用しキリスト教の流布まで許容するなど、社会的に急激な変化を受けていることを目撃した。

まず、日本の身分制度変動に関する彼らの評価を考察してみると、彼らは、平民が官吏に任用される制度は、華・

士族の子姪が「車馬を引く賤役」に転落した事実、そして、各身分間に通婚が許容された事実などを否定的にみなした。⁽⁹⁷⁾ この点は、次のような李鏞永の批判にも良く現れていた。

「華族は前日の藩臣であり、士族は仕宦できる門戸であるが、平民と交婚を認められ、上下の分が蔑した。たとえば民庶の列にあつても技芸だけあれば、まず属官から位階が漸進して、「その昇進に」程限がないので、貴賤の別が紊乱である。⁽⁹⁸⁾」

すなわち、彼は、日本の身分制度の変化を上下・貴賤の分別が乱れていたものと評価したのである。また、彼らは、日本が衣食住と風俗も長短を問わず、無分別に西洋を模倣し、旧習を廃止したものと判断した。特に、趙準永は日本が「和洋して以来、宮室・衣服・飲食の類をみんな西洋制度を真似て、豪・富民がその芬華さを争つて真似ることによつて、貴賤の別がほとんどなくなった⁽⁹⁹⁾」、⁽¹⁰⁰⁾と言いながら、このようなことは、「国家に無益で国民にも不便なのに、どうしてこれを無理やりに強いるのであろうか」と慨嘆したのである。そして、李鏞永も「日本が」すべての土俗と物情は古いものを捨てて新しいものに従う。故に、新しいものを真似る者はみんな洋室で住み、洋衣を着て、洋言を話す。これが一体全体、すべての人がそのようにやることを喜んでやるだろうか⁽¹⁰¹⁾、⁽¹⁰²⁾と言つて批判したのである。

次に、彼らが、日本でのキリスト教伝播をどのように評価したかについて考察してみると、その代表的な見解として、嚴世永の次のような記録をあげることができよう。

「日人が攻邪「キリスト教を弾圧」したのは、我国より先だった。……一度、互市通商してから醜類邪徒が潜形匿影して、誑誤「キリスト教伝播」するようになつて、次第に拡散されるようになったが、禁遏できない。沿道の店舗に往々天主教と邪蘇説教などを扁楯に取り出して掲示したのを見ると、その濡染者が多いことが分かりそうだ⁽¹⁰²⁾」

このような嚴世永の批判から示されているように、彼らは、日本でのキリスト教伝播を否定的に評価していた。ま

た、一八七三年、日本が採択した陽曆について、趙準永が「曆象一定でなく、その意味が難解である」⁽¹⁰³⁾、と評したことから分かるように、彼らは、日本が使用していた陽曆も、その価値を認めなかったのである。

以上のように、自修自強論者たちは、日本の身分制度の変動ばかりではなく、西洋化された文化全般を批判的に見ていたのである。

(5) 通商観

自修自強論者たちが考察したところでは、日本は一八五八年、米国と通商条約を締結して以後、当時、一七ヶ国と締約・通商していた。また、これらの国家との通商のために、日本は横浜、神戸、長崎、函館、新潟などの五港と、これに付随する大阪、夷港、下関、口津、小樽などの付属港を開港していたのである。⁽¹⁰⁴⁾そして、元来、日本は米国との条約で輸出入品に対し、5%ないし三五%の差等関税を規定していたが、この関税率は一八六六年に調印した江戸改税条約によって輸出入品、共に5%の税率に改悪されていた。このような弊害を痛感していた日本政府は、一八七六年以来、条約改正を推進していったのである。

まず、彼らは日本が西欧諸国と通商条約を締結し、5%の協定関税率を適用するようになった背景をどのようにに理解したのかを考察してみると、次の通りである。これに関しては、税関事務の調査を受け持った李鑑永と関種黙の記録に見い出ることが出来る。すなわち、李鑑永は日本が各国と条約を締結し通商するようになった背景を次のように説明している。

「各国の税則は一様ではなく、あるいは一五%〜二〇%であり、あるいは三〇%〜四〇%から一〇〇%〜二〇〇%に至ることもある。しかし、特に、日本の場合には、一定の税「率」を定められたのち数年になる。大概、日本が各

国と通商条約を結ぶ時に、すでに外勢の圧力を受けていた上、また内乱も起こる兆しさえあった。したがって、自国の主権を持ち出すことができず、各国に欺されるのを免れなかったのも、一様に各国が定めたところの章程にしたがったのである。⁽¹⁰⁵⁾

このように、彼は、日本が関税自主権を確保せず、5%の協定関税率に従うようになった理由を幕末の内憂外患に見い出していた。そして、関種黙も「日本の戊午〔一八五八年〕定税においては、むしろ妥当性があつたが、甲子〔一八六四〕年に至り、英仏人からの脅迫で、従価に定額して税率を5%にして行つた⁽¹⁰⁶⁾」、として、日本が協定関税率に従つたのは、西欧列強から脅迫されたからである、と看做していたのである。

次に、彼らが、通商が日本の経済に及ぼした影響をどのように評価していたのかを考察してみよう。朴定陽は関税自主権を喪失することによって、日本が受けた被害を次のように評価していた。

「日本は」関税収入が多くないわけではなかったが国債が日増しに増えており、商況が繁昌していなかった訳ではないが物価は日増しに高くなっていった。通商前後の一〇数年を比較して見ると、古今に著しい差異があつた。日人が、今、ようやく「5%協定関税の不利さを」悟って税則を改定しようとするが、一度定めた規則は容易に変えられない⁽¹⁰⁷⁾」。

また、関種黙は通商による日本の通貨増発現象に対し、次のように批判したのである。

「新貨〔金・銀貨〕の発行と造出がこのように多いが、その半分以上は海外に輸出されることによって、貿易の不均衡を補充しており、その残りは国内の官民間に潜伏され、売買上ほとんどその姿が見られない。現在、「国内で」使用される貨幣は、ただ政府が発行した紙幣の一億余万圓と各銀行が発行した数千万圓だけである。年来に、紙幣価格が大きく下がって物価が騰貴するので、万民が困苦する。その原因は直ちに分かるのは難しいが、紙幣の過発により、

このような弊に至ったと言うが、その説が妥当であるようだ。⁽¹⁰⁸⁾

このように、彼は、日本が輸入超過による貿易収支の欠損を補うために、実質価値がある金・銀貨は海外に輸出し、単に名目価値だけである紙幣を乱発して、物価騰貴（すなわち、インフレーション）を誘発させることになり、国家経済が疲弊した、と批判したのである。

要するに、自修自強論者たちは、日本が開国初めに西欧列強に欺瞞され、関税自主権を喪失したという事実を把握していたのであり、これによって、日本経済が金・銀貨輸出と物価騰貴などの被害を受けていた、と評価したのである。

2. 変法自強論者の日本観

変法自強論者に属する洪英植と魚允中のなかで、魚允中だけが彼らの日本観を抽出できる『財政見聞』と『随聞録』のような記録を残しており、洪英植の場合にはこうした文書を残していない。『財政見聞』は魚允中が復命日に、高宗に進呈した書啓であり、①歳入歳出、②紙幣、③国債、④銀行、⑤租税、⑥政府の財産、⑦邦内之実績など、七項目で構成されている。この本は、その構成項目で示されているように魚允中が、当時、日本が推進した富国強兵政策の結果と、それによる経済状況をどのように診断・評価したかを示してくれる資料である。また、『随聞録』は魚允中が日本で任務遂行中に、頭に浮かんだ改革思想のような断想、および日本の新聞などで採録した事項などを記しておいたメモ帳である。特に、この本に収録された「内閣責任」という題下の論説は、彼が明治維新以後、日本政界の権力構造の変遷過程をどのように認識していたかを示してくれる好資料である。したがって、ここでは、このような資料に依拠しながら、彼の日本観を考察し、これらを政治観・経済観・富国強兵政策観に分けて考察してみたい。

(1) 政治観

魚允中は自修自強論者たちに比べ、当時、日本政界の権力構造について詳細な知識をもっていた。まず、彼は、明治維新直後、日本政界の権力構造を次のように説明している。

「廢藩置県を断行した後から、内閣の主宰「権」はすべて木戸「孝允」と大久保「利通」にあった。要するに、大臣は名目的で、参議は実勢で内閣に任命された。したがって、「彼らは」廟堂内で互いに対立しながらも、その権力の均衡の維持を共謀したのである。しかし、名目は実勢を抑えることができなかつた。故に、内閣主宰の名目は、たとえ大臣にあつても、その実勢は参議にあつた、というのが妥当な評価であると言えよう。⁽¹⁰⁹⁾」

次に、彼は、明治維新初めの実権者であつた木戸孝允（一八三三〜一八七）と大久保利通（一八三三〜一八七八）が死亡した後である当時の日本政界の状況を次のように説明していた。

「今日の内閣を試看して見ると、太政大臣三条「実美」・左大臣有栖川「宮、熾仁親王」・右大臣岩倉「具視」が貴いと考れば貴い。たとえ、そうだとしても、内閣主宰の実権が三公の手にあるとは言い難い。……大概、参議のなかで、黒田「清隆」・西郷「従道」・寺島「宗則」の三人は薩州「薩摩藩」人であり、伊藤「博文」・井上「馨」・山縣「有朋」・山田「顕義」は長縣「長州藩」人であり、大隈「重信」・大木「喬任」は肥縣「佐賀藩」人である。この九公のなかで、大木と寺島は温厚な君子であり、黒田公は開拓の事業を専任していた。西郷・山縣二公はただ軍務に専心しており、山田公は法制のこゝを受け持っている。平常の政治はすべて伊藤・井上・大隈三公の計画に従う。……長州参議は才能で、薩州参議は実力で、肥州参議は二縣参議を仲介することによって、才・力の間で、その権力の均衡を保持しようとする。⁽¹¹⁰⁾」

以上のように、彼は、明治維新から当時に至る日本政界内部の権力構造に対し、比較的正確的で詳細な知識を持つ

ていた。特に、彼が当時、日本政界の実権が薩摩、長州、佐賀など、三藩出身の参議にあつて、彼らによって政局が主導されている事実を把握していたことは注目に値する。

(2) 経済観

魚允中は大蔵省事務に関する調査を受け持った関係で自修自強論者に比べ、日本の経済制度改革や財政状況に大きな関心を表明したのである。

まず彼が明治維新以後、日本政府が改革した諸般経済制度をどのように理解していたのかを考察してみよう。第一に、彼は日本政府が一八七三年地租改正を断行し、一八七五年にふたたび幕末の旧税千種類余りを廃止し、当時には地税・税関税・船税など四九種の税金だけがあるという事実を知っていたのである。⁽¹¹⁾ また、彼は日本政府が地租改正を断行した理由を次のように把握した。

「廃藩以前には、諸侯がそれぞれ税法を施行したので、全国各地の地税が寛大や過酷の点において差異があつた。税率が荷重なものとしては農民一年収入の七／一〇を徴収しており、寛軽なもの（として）は三／一〇を徴収したのであり、その中間として四／一〇、五／一〇、六／一〇「などの税率」があつて、同一ではなかつた。……大体、このような異同は封建時代にはあり得ることであるが、一つの政府が全国を統治する下で、人民に対して寛荷の差異を置くことは出来ず、明治六「一八七三」年に地租改正に着手したのである。⁽¹²⁾」

このように、彼は、地租改正などの税制改革は日本の明治維新を契機に地方分権体制から中央集権国家に転換されたことから生じたものとして理解していた。

第二に、彼は、日本政府が紙幣を発行した理由は明治初めに「東北地方の征討」「討幕」、内政改革、そして外国と

の交際など」で、財政状況が悪化したところにあつたと見て、この点を次のように説明している。

「明治維新後の数年間は、東北地方の征討、内政改革、外国との交際など、庶政が拡張し、事端が百出する時期に該当する。旧幕府が管掌していた租税が政府直轄に帰属されたが、全てが徴入されず、たとえその員額が完収されても、政府の經常支費は不足した。また、諸侯はそれぞれ封内で行政を行ったので、政府は僅か七〇万圓内外の軍資金しか徴収することができなかった。また、当時邦内の資本は、常に充分ではなく、その上維新は日浅であつた。故に、維新後五、六年間に巨額の政府経費を支給しようとしたが、内債を募集することは施行できず、租税を増徴する方法もなかった。兵馬が騷擾し、事物は創始する時を迎え、政府が經常・臨時費を支給するために紙幣発行一事に全的に依拠したのもやむを得ないことであつた。⁽¹¹³⁾」

すなわち、彼は、紙幣発行は日本政府が財政不足を充当するために、これ以上内債の募集や租税増徴が出来ない状況でやむを得ず取った措置であると、理解していた。しかし、彼は、紙幣発行の弊害を認識していたので、その発行については、もともと批判的な見解を持っていたのである。この点は、日本とフランスで行われた紙幣過発によるインフレの弊害を批判した次のような文章で傍証される。

「西〔洋〕史一七九五年、フランスが共和政治を創始し、紙幣総数が金貨本額を超過したので、「紙幣が」沮滯して通用されず、上下が困弊した。政府が百方で救済したが無効であつた。やがて政府瓦解と国内大乱になつたのであり、その時に千金紙幣で魚一匹も買うことができなかった。日本の徳川末期に、一藩が紙幣を作り広く使用し、銀券六〇匁で、金貨一兩に換錢したが、その価値が漸減して六八匁、あるいは九〇匁になり、結局、一万圓の家産を持つものが大蔵省新紙幣で僅か五千圓を貰うことになつた。その藩の士・民は、今も藩政の失を恨んでいる。⁽¹¹⁴⁾」

第三に、彼は、日本における銀行が創設された過程に言及し、日本政府が一八七二年、国立銀行条例を頒布した

後、一八七三年に第一・第五国立銀行を、一八七四年には第二・第四国立銀行を開業した事実を指摘した⁽¹¹⁵⁾。そして、彼は日本政府がこれら銀行を設立した理由を次のように説明している。

「国内資本が乏少し金融が閉塞するようになったため、彼此「政府と士族」に互いに利になり得る方策を用いて、士族に対して公債証書を抵当に入れるようにして、国立銀行を創立する旨を決定したのである。一方、士族に生計をつなげる道を開けてあげると共に、他方では、金銀の流融を計ったのである⁽¹¹⁶⁾。」

このように、彼は、日本政府が銀行を設立した目的が、まず国内資本の流通を図ったところであり、次に、秩祿処分によって没落して行く士族勢力の反発を宥めるところにあった、という事実を把握していたのである。

次に、彼が当時、日本の財政状態をどのように診断していたのかを考察してみよう。彼は、自修自強論者とは異なり、当時の日本の財政状態を楽観的に評価していた。つまり、彼は、明治維新以後から当時まで、日本政府が発行した国債について次のように叙述したのである。

「明治」一三「一八八〇」年六月まで、内外公債、および紙幣を合わせ、凡そ一九九、四〇〇、〇〇〇余圓（準備金、および貸付金を除く額である）の国債が政府負担でもある。「しかし」政府が所有した財産も多額であり、毎年の歳出、および公債のなかで幾らかは政府財産に変えることができる。つまり、鉄道・電信・諸製造所などがそれぞれある。現在、政府財産の概数は次の通りである。官有山林（北海道除外）四、六七二平方里、同宅地一九平方里、同畑地二平方里、同原野一二六平方里、同林木二、二二六、六五〇、〇〇〇木、同造船所三箇所、同軍器火薬製造所五箇所、同艦船五一隻、同製作所五二箇所、同灯台五五箇所、同電信三、六五八里、同鉄道三〇里、同鉸山一〇箇所……政府が明治一一年以後「三九年まで」一八八〇年間に、歳入金として国債全額を消却する算定をしても、もし「政府」所有財産を適当な価額で売るならば、一九九、四〇〇、〇〇〇圓の公債は償却するのは難しくない⁽¹¹⁷⁾。」

この引用文からも分かるように、彼は当時、日本政府が発行した国債は政府所有の鉄道と電信、および諸製造所などを売却する場合に、容易に弁済できると見て、日本の財政状態を樂觀したのである。

要するに、彼は、明治維新以後、日本政府が断行した経済制度改革——税制改革、紙幣発行、銀行設立など——は富国強兵を遂行するための必須的措置であり、当時の日本の財政状況も樂觀することができると評価したのである。

(3) 富国強兵政策観

魚允中は自修自強論者とは異なり、明治維新以後、日本が採択した富国強兵政策を肯定的に受け入れた。つまり彼は、当時日・清両国の現況を比較して、日本の断行した改革を次のように高く評価した。

「日本人は、事の利鈍を考えず、断然に断行することによって、失うものがあっても国体を立てることができた。清人は旧習に恋恋して、歳月を遷延して日々を送っている。これによって天下をみると、利害を考えずに行う者が有利する。」⁽¹¹⁸⁾

それでは、彼が見た日本の改革内容、つまり、富国強兵政策の成果は何であったのかを、彼の『財政見聞』の中の「邦内之実績」という項目を検討することによって考察することにしよう。

まず、彼は、明治維新後、日本政府が断行した改革の中で、最も注目し値するものとして、次のようなものを指摘している。

「〔明治維新以後〕一三年間にわたって決行された重大な変革として三つある。第一に、覇政を変革して王政にした。第二に、封建を変革して郡県に変えた。第三に、士族の常職をなくし、家禄を処置した。大概これらの改革は、みな六百年來の旧風習俗を廃絶したものであり、僅か一〇余年間に、こうした三大変革を決行したのである。」⁽¹¹⁹⁾

この外にも、彼は明治維新以後、日本政府が富国強兵政策を推進した結果収めた成果を次のように記述している。第一に、彼は日本政府が国内外的に通信網を拡大した点について次のように叙述している。

「維新後、政府は電線の架設に着手し、人民もその便益を知覚している。こうして明治一三「一八〇〇」年には、電信が増加し線路が延長され、凡そ一、六〇〇里（複線除外）になった。邦内の重要な市・府はすべて、瞬時に通信することができ、また、明治二二「一八七九」年に萬国電線連合に加入した後、列国との通信がかなり容易になった。……維新後、政府は一般に通用する郵便をはじめ設置した。このようにして、明治二二年には、その線路が一五、七〇〇里に延長され、何時でも二銭の費用で邦内各地方と通信する。また、明治七年には萬国郵便連合条約を締結して、他国交通の便利を大きく開けたのである。⁽¹²⁰⁾」

第二に、彼は、日本政府が鉄道や灯台などの陸上、および海上交通施設を整備したことと、車輪と蒸気機関などの近代的動力機関を普及した点に注目していた。まず、彼は鉄道については、本政府が「明治維新以後」鉄道を始めて敷き、重要な開港場、および近地の大都を連結したのであり、明治二二「一八七九」年に至り、三〇余里を増長した後、益加延長して、人民に対して便益にしたのが少なくない」と評価したのである。次に、彼は海上交通施設に対して、日本政府が「維新後「灯台を」すべて改修して、欧米式の姿にし、また三五箇所を増設したのであり、浮標・礁標を設置し、港湾を修築したことも少なくない⁽¹²¹⁾」、と評価した。さらに、日本政府が近代的動力機関を普及した点について、次のように説明したのである。

「維新以前には、車輪の用法を大きく発展させることができなだったが、維新後によりやくその用法を広げてその数が増加した。明治八「一八七五」年には税金を支払うものだけでも、一二萬余両になっており、明治一一「一八七八」年に至り、三四萬余両に増加した。また、維新後、蒸気「機関」の用法が日増しに増進し、今日に至っては内

海・湖水・長河から少蒸汽船の運送が頻繁である。⁽¹²²⁾」

第三に、彼は日本政府が西洋式船舶の建造を奨励して、造船所を建設し、⁽¹²³⁾それと共に、海運会社の設立を補助して沿岸、および海外運行権を保護した事実を次のように指摘している。

「明治以前から明治八〔一八七五〕年まで、完全に沿岸運行権が外人の手に置かれており邦人は外国飛脚船の便を偏借した。同年、政府の扶助で郵船会社を建てて沿岸郵船運行権を邦人の手に帰属させた。この会社の飛脚船路はすでに上海・香港に及んでおり、日増しに盛大になっていく。⁽¹²⁴⁾」

第四に、彼は、日本政府が学校を設立して近代的教育を普及した点を肯定的に評価した。つまり、彼は、「維新前には、ただ諸侯が扶助する学校、および私校・家塾類だけがあり、その数も少なかった」という点に言及したのち、「維新後、やがて教育方法が改良され、学校数が増加し、明治二一〔一八七八〕年には、大・中・小学校を合わせて二七、六〇〇余校になり、教員数も六八、〇〇〇人、学生数が二〇、三二九、〇〇〇余人になった⁽¹²⁵⁾」、と説明している。第五に、彼は、日本政府が海外貿易を拡大した事実注目した。すなわち彼は、日本の輸出入総額が明治二一〔一八六九〕年三、三六八萬圓から明治二二〔一八七九〕年には六、四二二萬圓に増加したのであり、その中の輸入が二、七一八萬圓から三、六二九萬圓に、輸出が一、二九〇萬圓から二、七八三萬圓に増えた点に論及している。⁽¹²⁶⁾この外にも、彼は、日本政府が北海道を開拓するなど、領土を拡大した点を次のように紹介している。

「北海道は維新前には、開拓するに至らなかつた。維新後、これを専任する一府を別置し、開拓に従事するようにするや、物産が日増しに盛大になった。郵便を設置し漁畑を勧めたので、移住する人民が年毎に増加し、内地の商売が次第にその利益を悟り、通商が一層繁盛した。⁽¹²⁷⁾」

これまでに考察したように、魚允中は、自修自強論者たちが明治維新以来、日本が施行した諸般制度的改革を無批

判的な西欧模倣であると見なし、富国強兵政策によって達成したさまざまな発展相も内実がないものとして評価したのとは対照的に、明治維新後の日本が推進した諸般の改革、および富国強兵政策を肯定的に見たのである。その中でも、特に彼は廃藩置県、秩禄処分、殖産興業、法制改革、通信網の拡大、交通施設の整備、西洋式船舶の建造、海運会社の設立、教育の普及、海外貿易の増大、そして領土の拡張などを高く評価したのである。

Ⅲ. 朝士たちの改革思想

1. 自修自強論者の改革思想

自修自強論者の場合、彼らが朝鮮の内政改革と関連してどのような政策構想を持っていたのかを示してくれる資料は少ない。したがって、ここでは彼らが、西欧化された日本の実情に対して行った各種の批評に間接的に現れた彼らの改革思想を抽出して見ることにしたい。

(1) 思想的背景

自修自強論者たちが明治維新以後、西洋化された日本の文物を評価した思想的背景は儒教的価値観であった。彼らは当時、日本における儒学軽視の風潮、特に孔廟における享祀を廃止したことと、儒学者が零落した点を否定的に評価したのである。このような事実は姜文馨と巖世永兩人の次のような、当時の日本の儒学衰退に対する慨嘆に良く示されている。

「姜文馨」百濟時代の人である王仁が書籍を持ってきた後から、経傳を教え始めた。中世には、文風がかなり振作して孔孟を尊重し程朱をかなり談論することができ、中国の経書と史書が次第に輸入されるや、通経攻文の士が時々多く輩出された。近年、西学が大きく繁盛し、各藩の文廟のなかには、官署に替るか廃棄されたものが多く、五経と四子は弁髦「無用の物」になった。そのために、漢文の士は零落して得志できず、歎唏慨嘆しているばかりである。⁽¹²⁸⁾

「嚴世永」孔廟内に、書籍館「図書館」を設置し、「そこに」中国・日本・西洋の書籍を多く具備し、読書するために来る人が一日に数百人に至る。あ！むかし聖人が学問を広げるのに、いったい経書でない雑多な種類の本で、これを開始したであろうか。⁽¹²⁹⁾

このように、自修自強論者たちの儒教的価値観を固守したという事実は李鏞永が何如璋に語った次のような言葉においても明確に現れている。

「近日になって、利を追求する「国家間の」競争に対しては、教えを待たずとも、すでに心から慨嘆していたところでありました。もし、このようなことが絶えず継続されるならば、周公・孔子の教えと禮樂の風俗を、将来どこで明らかにできるでしょうか。実に、甚だ憂歎せざるを得ません。⁽¹³⁰⁾」

こうした思想的限界のために、彼らは、「その本「農業」に尽力せず、ただ多くのもの「商・工・鉞業」を求めることに汲々すると、国家が疲弊しない場合はほとんどない⁽¹³¹⁾」、という閔種黙の文章に現れているように、抑末務本思想を持っていた。したがって、彼らは、日本政府の農業育成策には好意的な反応を示したのである。

また、彼らは、すでに論述したように、日本の身分制度変化を上下・貴賤の分別を乱すものとして批判した。この点は、彼らが、すべての人間は元来平等なものではなく、必ず尊卑・貴賤に区分され、これら各階層はそれぞれ、自らの職分に相応しい社会的地位を持っている、という儒教的名分論に立脚した社会思想を持っていたことを示してい

る。

したがって、彼らが理想化した統治構想も仁政を施す、すなわち、王道政治が具現される専制君主制であった。これは、李鑑永が横浜税関文書課員である毛丸利恒と問答をするなかで行った次のような言葉からも伺うことができる。

「凡そ国を治める際に、仁政を施しながら王の役割をすれば、秦・楚の堅甲利兵すらも破ることができるでしょう。しかし、仁政を行わなければ、たとえ、億萬名の兵がいるとしても、「彼らが」億万の心に裂かれるでしょう。兵と
いうのは、不慮の変に備えるものとして、一日もなくてはならないものであるが、兵勢だけを持って国の強弱を論じるべきではないでしょう。」⁽¹³²⁾

以上のように、自修自強論者たちは思想的に儒教価値観を墨守したために、政治的には王道政治が具現される理想国家を考えたのであり、経済的には抑末務本的な重農主義思想を堅持したのであり、社会的には上下・貴賤の分別が守られる名分論的な身分社会を理想化したのである。

(2) 自修自強論

自修自強論者たちは根本的に儒教的価値観を墨守したのであり、内政改革の必要性も切実に感じない部類であったが、彼らも当時、朝鮮が指向すべき政策路線で一定の方案を講じていた。趙準永の場合、復命時筵説で高宗に朝鮮がとり得る政策路線として、次のような「自修自強策」を建議したのである。

「大抵近日に各国はただ強弱に相較し、仁義で責しません。たとえ、好意がなくても、弱いことを見ると、むしろ悪意を抱き、強いことを知ればかならず、修好しようとしませぬ。現在の事勢としては、まず自修自強に力をいれるばか

りです。⁽¹³³⁾」

このような「自修自強策」が具体的にどのような方案であったのかは、彼が日本社会に蔓延した西欧文化追従風潮を論駁した次のような文章に見い出すことができる。

「日本は」朝に西法を聞けば一令を直し、夜に西制を見ると一事を行なう。「西欧を」節節に慕効し、立国数千年の旧制度を廃止するのに、遊談聚議する文人たちは、そのためにため息をし、慨然に悲しむ。西洋の軍制や鎗砲・船機、および農業諸法のように、国を強くし、百姓を富裕にするのは、むしろ真似なければならない。しかし、官職・宮室・飲食・衣服のようなことは、すでに国に無益で百姓にも不便であるから、これを無理やりに強制することはできない。⁽¹³⁴⁾」

このようなことから推測して見ると、趙準永が建議した自修自強策は西洋文化の浸透から自国固有の制度や風俗を守る範囲内で、国家の富強と国民の厚生に役立つ西洋の軍制や武器、および農業技術などを受容する東道西器論的採西論であると言える。

また、このような改革観は李鏗永の場合にも見られるが、この点は、彼が日本内の批判勢力が行なった言葉を借りて、キリスト教など西洋文化の浸透を批判した次の引用文に現れている。

「日本の立国『歴史』は、現在まで二、五三〇余年になっており、本来、自家の制度を持ち、すでに曆世の伝習を継承してきた。それ故、「日本は」西国と通じる以前にも、国富兵強で、家給人足出ない時がなく、また、外国に依存したことがなかった。したがって、当初、斥攘だけでなく、邪正の分別も厳格であった。今に至って、胡「西欧」に服従して、そのように風俗が変わるようになったのであるか。ある人は、「時勢がそのようにさせたのだ」、とも言う。しかし、時勢だけのせいにし、自らの自主は考えないのか。ある人は、「強弱の所致」、と言う。しかし、その

理由を強弱だけのせいにし、自らの自修は尽くさないのか。大抵、西国が学ぶのは邪蘇教であり、彼らがことにするのは功利を欲しがっており、ただ奇抜で巧妙さだけを第一にする。すでに、相通を認め、見聞が相接するので、すべての厚生の方と富強の術から真似ることは真似、替えるものは替えることが出来る。もしそうであるとしても、一事一為を、西洋を模倣しないものがなく、一二年にすべてが皆変更し、我らの古いものは失い、他人の短点だけを取るから、宇内の万国に、いったいぜんたい、こうした理致があるだろうか。」〔傍点筆者〕⁽¹³⁵⁾

このように、李鑑永も趙準永の方案とその軌を一にする西洋技術受容論を提示している。また、このような改革観はこれら兩人だけに限られたものではないということ、すでに考察した自修自強論者たちの西欧化された日本文物に関する批判的見解から推測することができる。

最後に、こうした東道西器論的改革観⁽¹³⁶⁾を前述した自修自強論者の思想的背景とつなげて見ると、彼らは朝鮮の伝統的な制度や文化を維持する範囲内で、漸進的に西洋の武器や技術を受容し、また農業の振興を計ることによって、変化する国際情勢に対処しようとした、と言えるであろう。

2. 変法自強論者の改革思想

変法自強論者のなかで、魚允中は日本視察活動の際に構想した自らの改革方案を記述した『随聞録』を残しており、洪英植の場合には、一八八三年に彼が報聘使として、米国を訪問した後、復命時に行なった筵説に見出すことができる。したがって、ここでは、このような資料に現れた彼らの改革思想を検討し、これを国民精神改革論と富国

強兵論に区分して考察したい。

(1) 国民精神改革論

魚允中は明治維新以後、日本がなし遂げた発展相を直接目撃した後、朝鮮も日本のように、果断性のある改革を推進する必要性を痛感した。彼は、日本が当時発展できた要因を、「彼らが不断に武事を高尚して、人々が勇敢で、かつ果敢さに慣れているから」であると見て、これを「亀鑑とするに値する」と判断した。したがって、彼は、朝鮮も国勢を振作しようとするれば、その要諦は「全国の人民を鼓動させ、活発な氣象を養うことに努めること以上になく、その後で、大きなことが出来る」、と考えて、国民の進取性を涵養する方案を模索したのである。

まず、彼は国民の進取性を制約してきた主原因は儒教にあると見て、その現実安住的性向について、次のように痛駁した。

「昔の人は誰もが、安貧をもって賢にしたのであったが、真に正しくない。人々にして、安貧することによって生きていく方途を建てることに尽くせず、いったい口と体を保存することが出来たであろうか。⁽¹³⁷⁾

我邦に不断に、儒道を高尚し、その上に、柔儒に陥ることを賢と言ったので、一人も勇敢に、氣象を羽ばたく者が⁽¹³⁸⁾ない。故に、まず、風俗を改革しようとするれば、彼らに前習を痛革した後には可能である⁽¹³⁹⁾」。

このように、朝鮮の現実安住的弊習が儒学崇尚に起因すると判断した彼は、これを改革するための具体的な方案として、当時、儒学尊崇の根因であった科挙制度を廃止することを次のように提案したのである。

「まず科挙を革罷すれば、功名進取を図謀する者たちが皆、奔走して争って外国に出て行き才芸を学び、かつ習得して帰って来るだろう。もし科挙を廃止しなければ、取人之路に人材が興起できず、皆、旧学に安住して学芸の精進

を求めないだろう⁽¹⁴⁰⁾」。

すなわち、彼は科挙制度を通じた官吏任用制度が、人々をして儒学だけに執着させると見なして、これを廃止することによって、国民意識を改革して西洋の先進学問を習得する人材を養成しようとしたのである。これと並行して、彼は進取的な「年少気鋭者」を政府に登用することと日本商社の制度を援用して、「官府僚属」や「軍院校伍」のような下級官吏たちに、能力にしたがって報酬を与える給与制を実施するとも主張したのである。

このように科挙制度の廃止を軸とした官僚制改革案は、官吏を持って商工業に従事させることによって、彼らの自活基盤を確保しなければならぬ、という次のような提案で具体化される。

「西〔洋〕国官人は皆、録利を求めず、ただ名誉を求めめるだけである。立功揚名するのを模範とするので、貪婪する風習がなく、むしろ自らの私財で公費を補う者がいる。故に、四〇歳以前に、必ず商工業を習うことによって、その家を富裕にした後、官職に付く。……官職に付きたければ、まず、自らの家を富裕にさせるので、立派な風俗になつている、と言えよう⁽¹⁴³⁾」。

これを見ると、彼は官吏たちの私利私欲の追求を阻止し、公益、つまり国家利益に充実する官公吏像を確立するために、官吏の商工業従事が望ましいと考えたのである。当時、朝鮮で実際に、官職に付ける階層は両班階層だけだったので、これは、すなわち、両班の商工業従事を意味するものである。

要するに、魚允中は科挙制度の廃止と両班の商工業への従事を通じて、両班中心の性理学的支配体制下で抑圧されていた国民の進取性を開発し、さらに、彼らに西洋の先進知識と技術習得に関心を持たせようとしたのである。

洪英植も魚允中と類似した見解を持っていたことは、報聘使行後筵説で、彼が、高宗の下問に次のように答えていることからわかる。すなわち高宗が、「その「米国の」長所から取るところがあるう」というや否や、洪英植は「特

に、我々が最も重視すべきことは教育に関することであるが、もし米国の教育方法を真似て、人材を養成し百万で対応するならば、たぶん難しいことがないだろうから、必ず「米国の教育制度の」法を真似るべきであります⁽¹⁴⁴⁾、と答えたのである。ここで分かるように、洪英植も教育改革を通じて人材養成を主張したのであり、これは魚允中が提唱した国民の進取性涵養のための諸方案と一脈通ずるものである。

以上のように、変法自強論者たちは朝鮮が落後した原因が儒学崇尚から起因する国民の現実安住的性向にあると見なして、これを改革するために、科挙制度の廃止を軸にした官僚制改革と教育改革を通じて国民の進取性を高揚し、人材を養成すべきであるという改革思想を持っていたのである。

(2) 富国強兵論

魚允中は当時、国際情勢を富強の増大に尽力していた中国の先秦戦国時代を超える「大戦国」として見たのであり⁽¹⁴⁵⁾、また復命時の延説で、朝鮮が選ぶべき政策路線として「富国強兵策」を建議した⁽¹⁴⁶⁾。彼は、「現在、俄「ロシア」には内変があり、普・法「ドイツ・フランス」も互いに牽制している時代であるので、力を尽くして、前もって綿密に準備して富国になるように計らねばならない。この時を逃せば、「富強を計る事が」不可である⁽¹⁴⁷⁾、と言って、当時の国際情勢は朝鮮が富強を計る好機であると判断したのである。

それでは、彼が、朝鮮の富強をなし遂げるために、どのような具体的な方案を講じたのかを考察してみると、次のごとくである。第一に、彼は、西洋の先進学問と技術の習得に関心を持っていたのであり、西洋の先進文物を積極的
に受容することによって、富国強兵の礎石にしようとしたのである。これは、次のような彼の西洋文物受容論に良く現れている。

「各国が互いに貿易をするのは、ただ物貨で相通するだけのことではない。材芸で互いに助けるので、その智巧を学ぶことが出来るので、良い点はこれを取り、長点はこれを行なうだけである。これは才智の貿易であるので、物貨に比べて「その利益が」より大きいものである⁽¹⁴⁸⁾」。

ここからさらに、彼は、朝鮮の事勢を考慮して、朝鮮と立地と件が類似するヨーロッパのベルギーやスイスのような小国を朝鮮の発展モデルにして、その「治法と政規」を受容することによって、国家の自主と独立を計ろうとした。このために、彼は、つぎのように、これら二つの国家に留学生を送ることを進めたのである。

近来に、各国が多くくの国に人を派遣して留学させるのに力を尽くしているが、大体大国、つまり、英国やフランスのような国に行き小国に行かないのだが、これは良く察してないことである。大国が行なうことは大体、その物力の富裕さに基づいているので、侈濫が過度で、財物の消耗も少くない。我々のような小国は容易に及ばないし、また、これを真似ようとするれば、労民傷財するだけである。現在、西洋には英・仏・ドイツ・俄以外に、ベルギー、スイスなど「小さい」国も治法と政規について、見るものが結構多く、英・仏・ドイツ・俄に比べて、むしろ優れている点が多い⁽¹⁴⁹⁾。

こうした判断の延長線で、彼は、西洋技術の受容のために、機械類の導入とその運用を指導する外国人の雇用も顧慮していた。そして、日本の先例に照らしてみても、これを施行する際に、次のような注意事項まで指摘していた。

「外国の技芸を学び、汽機と軍物を買入れしようとするれば注意せざるを得ない。外国教師として雇用されることを望む者のなかには、嘘で人を欺瞞するか、学べるものがない者が多い。汽機と軍物も古制であるか、無用なものを売ろうとする。「したがって」、外国の情形を良く調べた後に、公的に相手国政府や公使に往復して、「これらを」求めるべきである。日本はその弊を蒙った、⁽¹⁵⁰⁾と云う」。

第二に、彼は、西洋の先進産業技術を導入して、これを基盤にして国内の商・工・鉱業を振興することによって、富国を計ろうとした。特に、彼は、近代的採光設備を備えた鉱山、その中でも比較的投資価値が高くて、産業化に必須的な鉄鉱、および炭鉱を開発しようとしたのである。⁽¹⁵¹⁾そして、彼は、すでに炭鉱開発予定地として、慶尚道の長髮地域と慶州近郊の東海上の鯨島を調べて置いたほどであった。⁽¹⁵²⁾その上、彼は、交通、および通信施設を近代化しようとしたのであり、⁽¹⁵³⁾商業の育成のため、株式会社制度を導入することも考慮していた。⁽¹⁵⁴⁾彼が、東京府商法講習所の学則と教科課程を調査した事実から考えて、近代的商業を率いる人材を養成する商業学校の設立も考えていたようである。⁽¹⁵⁵⁾

第三に、彼は、全国民に兵役義務を賦課する国民皆兵制を実施し、常備軍を確保することによって、強兵を計ろうとした。まず、彼は学校を設立し、そこに武学科を設置して重文軽武してきた旧風を一掃することを、次のように提案した。

「文を高尚すれば国勢が振るわないので、当然、学校に武学一科を設置して、毎日数時間を分けて、騎射と砲撃の技芸を学ぶようにしなければならぬ。小さい時から学んで慣れれば、人材が頹惰に陥らないであろう。⁽¹⁵⁶⁾」

このような尚武的気風の振作を土台に、彼は、両班を含む全国民に兵役義務を賦課する軍制改革計画を次のように構想したのである。

「ただ学校で養武するだけではない。工場・官人・商民皆が頭領を定めて規則を作り、毎日、数時間ずつ武事を習わせ、山野の農民までも、これを法にして、養勇衛国を義務にすれば、常に数百万の軍隊があるので、他国が我々を敢えて無視できないであろう。⁽¹⁵⁷⁾」

この外にも、彼は、「航海術を学ぼうとするならば、まず商船を購入して海軍と将校を乗せて、その航海術を学ば

せた後、漸次に海軍艦を扱う法を学ぶことができる。また、年の若い者を選抜して、日本海軍兵学校、機関学校、および三菱商船学校に入学させることも良い⁽¹⁵⁸⁾、と言つて、海軍の近代化のための留學生の派遣も顧慮していた。

しかし以上のように、西洋文物を受容し、商・工・鉷業を振興して軍隊を近代化するためには、つまり、富国強兵政策を実現するためには莫大な財政的支援がなければならなかった。しかし、当時、朝鮮の財政状況はこれを支えることはできなかつた⁽¹⁵⁹⁾。

故に、経済通であつた彼としては、所要財源の確保のための方案までも講じていたのである。まず、彼は、財政管轄権を中央に集中させようとしたが、これは日本の財源捻出方法に関して言及した次のような例に良く現れている。

「日本の財源創出は封建を廃したところにある。一応、各国の石「諸侯の俸禄」を廃止することに着手するや、郡県と称し、ただ三府・三十七県を設置した。府県の下には、郡・区・町・村があり、府知事・県令が統御する。府知事・県令が郡・区の長に税で俸給を支給する。国内の租税は皆、大蔵省に送り、そこで調度される⁽¹⁶⁰⁾」。

さらに、彼は、明治初期から日本政府が三井・三菱のような特権的商人、つまり、政商と連携を結びながら、政府が企図する殖産興業政策を推進してきたことに注目した。つまり、当時、三井傘下の会計事務局と商法司は政府機関と同様であり、為替会社と商社会社は国策会社であつた⁽¹⁶¹⁾。これに注目した彼は、「国家財政は日本の三井のように、財力のある者をもって担当させるのが良い⁽¹⁶²⁾」、と提案した。このことから考えて、彼は、富国強兵政策に必要な応急資金を、日本のように、政商の育成を通じて捻出しようとしたようである。

そして、彼は、日本と欧米の先例に従つて、自国船以外には自国内における運輸行為を禁止させることによつて海運を保護し、さらに、国内産業を育成しようとしたようである。明治維新後、日本の大久保政権は関税自主権を喪失した状況下で、関税保護政策を採用できなくなるや、こうした海運保護政策を断行したことがある⁽¹⁶³⁾。魚允中も朝鮮の

沿岸運航権の保護を顧慮したという事実は、次のような引用文に良く現れている。

「海関は外国人が商利を占めるようにすることはできない。欧米諸国はみな、外国船および外国人民が自国内に来て、通航を生業とするのを禁じる。英国のような国は學術技芸がすでに精美するので、たまには、そうした禁を廃止することもあるが、他国はみなそうではない。合衆国憲法全書にしたがえば、合衆国にいる外国および外人船舶は各種の物産、製造品およびその他の売買物品を甲港から乙港に運搬することができない。もし犯す者がいれば船と物を没収する⁽¹⁶⁴⁾」。

たぶんこうした計画の実現と連関させ、彼は、日本から汽船と帆船の購入価格、および船員の雇用料などについて詳細な調査を行なっている⁽¹⁶⁵⁾。これと並行して、彼は、関税自主権の回復を通じた財源捻出方案も顧慮したが、この点は次の記述から知ることができる。

「此国「日本」が諸国と立約した時、自治権を明言できず、外「国」人を該国の法で治められないでいる。税関も欺瞞され、みなそれに牽制されることを免れている。当然、これを探察し、必ず自主権を確立しなければならない⁽¹⁶⁶⁾」。しかし、以上のような財政管轄権の中央集権化や政商の育成、および海運の振興のためには、巨額の資金が必要であった。ところが、関税自主権の回復のための協商が難航を繰り返していた当時としては、こうした諸方案を實踐して財政状況を好転させることはできなかった。

したがって、彼は、朝鮮で実現可能な資金調達方法として、大院君治下のように、悪貨を大量寿造して流通させるか、あるいは外国から借款を導入する方法を顧慮するようになった。しかし、彼は、すでに考察したように、紙幣のような貨幣発行を通じた財政補完策には否定的立場を取ったのである。彼が日本で、各国の資金貸出時の公認利子率を調査した事実から⁽¹⁶⁷⁾推測して見て、結局彼は、借款導入案をその代案として慎重に顧慮したようである。

要するに、魚允中は西洋文物を積極的に受容し、商・工・鉱業など近代産業を振興し、近代的学校と軍隊を設け、国家の富強を計ることによって朝鮮の独立と自主を維持しようとする改革思想を持っていた。また、彼は、富国強兵政策の推進に必要な財源を調達するために、財政管轄権の中央集権化、政商の育成、海運の振興、そして、関税自主権の回復など、諸方案を提議し、外資導入も顧慮したのである。

洪英植の場合にも、その筵説において、「機器の製造、および舟・車・郵便・電報などはどんな国を問わず、急先務にならざるを得ない」とし、また、「米国の国民は文盲者がほとんどなく、また、海軍・陸軍の兵芸を兼習しない者が(168)ないので、国民みなが將軍や兵卒になり得るので、如何なる緊急事態が発生しても、百万の軍隊を急に動員できます」と述べた点から推測して、魚允中とほとんど同様な富国強兵指向型の改革思想を持っていた、と言える。

結びにかえて

一八八一年四月(陽、五月)から七月まで、約三ヶ月間日本を視察した朝士視察団は明治日本の西洋化された文物を自発的、かつ組織的に把握しようとした朝鮮側の試みとして、一八八〇年代の開化を推進しようとした朝鮮王朝の為政者たちが、日本ないしは西欧文物に対して持っていた認識態度、およびその深度を計る上で重要な鍵になる。

この論文では、従来、朝士視察団研究で比較的重視されていない朝士たちの日本見聞記を重点的に検討し分析することによって、次のような結論に到達することができた。

第一章では、朝士視察団の構成と任務などについて従来の研究で看過された点ないしは誤謬を指摘しながら、次のような事実を新たに解明した。第一に、朝士視察団の派遣は朝鮮政府が対内外的必要によって自発的に推進したもの

であるが、この計画は立案する時から日本側の積極的な協調の下で推進された。第二に、朝士視察団の朝士たちは一月一日から二月二六日まで三段階に亘って、その数が増加・確定された。その理由は、彼らが朝・日間の最大懸案であった税則議定協商、および政府の汽船・銃砲購入計画と密接な関係の下で選定されたからである。第三に、朝士視察団の朝士たちは登科後、一〇年内外の官歴を積んだ従二品以下、正四品階以上の中堅官僚で、一八七六年や一八八〇年に日本に派遣された修信使の官等、および経歴と比較しても決して劣らなかつた。彼らはすでに暗行御使、遣外使節、または軍事専門家として活躍した前歴があつて政府内で占める比重が比較的大きな人物で、特に国王高宗からその能力が認められて、朝士に抜擢されたのであつた。第四に、復命時の筵説に示されている彼らの明治日本観と改革思想に照らして見ると、彼らは、思想的に自修自強論者（朴定陽・姜文馨・李鏞永・嚴世永・趙準永・閔種默・沈相学）と変法自強論者（魚允中・洪英植）とに大別された。

第二章では、朝士視察団の朝士たちの『見聞事件類』の内容を分析しながら、特に魚允中の『財政見聞』に注目することによって、自修自強論者と変法自強論者の明治日本に対する認識の態度と深度に見られる相違点を明らかにすることができた。前者の場合、彼らの日本観を歴史観、政治観、経済観、社会観および通商観などに細分して検討した結果、次のような点を明らかにすることができた。第一に、彼ら自修自強論者は、日本の地理的環境や歴史、そして明治維新が起こつた背景などに関し、比較的正確な認識を持っていた。第二に、明治維新以後、日本が採択した西欧式三権分立や法律改革などに関し、その輪郭は知っていたが、こうした制度の実用性は認識していなかつた。第三に、彼らは、明治維新以後に推進された富国強兵政策の結果、日本が外形上富強をなし遂げた点は認めたが、それによって財政状況が悪化したと見なして、富国強兵政策は実利がないものと評価した。ただ、彼らは、近代西洋技術の効用性や交通・通信施設の便利さは認めていたのであり、また、日本の農業振興政策を良策として高く評価していた。

第四に、彼らは、明治維新以後、日本で起こった身分制度の変動と、その他さまざまな社会・文化面の西欧化現象を批判的に見ていた。第五に、彼らは、日本が開国初めに、西欧列国の強圧によって関税自主権を喪失した事実を知っていたのであり、それによって、日本経済に通貨増発と物価騰貴などの弊害が生じたと考えていた。

次に、後者変法自強論者の場合に、魚允中に限定してその日本観を政治観、経済観、および富国強兵政策観に分けて考察した結果、次のようなことを知ることができた。

第一に、彼は、明治維新以後、一八八〇年代初めに至る期間に日本政界内の権力構造の変動に対して比較的詳細な知識を持っていた。特に、彼は、日本政府の実権が薩摩・長州・佐賀などの三藩出身参議たちによって、掌握されているという事実を把握していた。第二に、彼は、明治維新以後、日本政府が断行し税制改革、紙幣発行、および銀行設立など、諸般の経済改革が富国強兵化のための必須的措置として見たのであり、また、当時日本の財政状況も樂觀的に見ていた。第三に、彼は、明治維新後、日本政府が推進した富国強兵政策とこれに伴う諸般の改革を肯定的に見ていたのであり、その成果の中で、特に廃藩置県、秩禄処分、殖産興業、法制改革、通信網の拡大、交通施設の整備、西洋式船舶の建造、海運会社の設立、海外貿易の増大、教育の普及、そして領土の拡張などを高く評価していた。第三章では、『見聞事件類』に現れる自修自強論者の改革思想を考察した後、これを変法自強論者である魚允中の『随聞録』と洪永植の報聘使復命時筵説に見られる改革思想と対照して見ることによって、これら二つのグループの朝士たちが具体的に朝鮮の開化のために、どのような政策構想を持っていたのかを明らかにしようとした。その結果、次のような事実を究明することができた。

第一に、自修自強論者たちは思想的に儒教的価値観を墨守したがために、政治的には王道政治が具現される理想国家を念頭に置いたのであり、経済的には務本抑末的な重農主義思想を堅持したのであり、社会的には上下・貴賤の分

別が守られる名分論的身分社会を理想化していた。第二に、彼らは、朝鮮の伝統的な制度や文化を維持する範囲内で、西洋技術と武器を次第に受容するが、特に農業の振興を計ることによって、変化する国際状況に対処しようとした東道西器論的西洋技術受容態度を示している。

次に、変法自強論者の場合、彼らは第一に、朝鮮が富強面で、日本ないしは西洋に比べて落後している事実を認め、その原因が儒学高尚による国民の安住的性向にあると見て、まずこれを改革するために、科挙制度とこれを軸とした官僚制、および教育制度を廃止、または改革することによって、国民の進取性を高揚し、人材を養成すべきであると主張した。

第二に、彼らは、西洋文物を積極的に受容し、商・工・鉱業など近代産業を振興し、近代の学校と軍隊を設け、国家の富強を計ることによって朝鮮の独立と自主を維持することを主張していた。特に、魚允中は富国強兵政策の遂行に必要な財源調達方法として、財政管轄権の中央集権化、政商の育成、海運の振興、そして関税自主権の回復など、諸方案を提議し、外国から借款導入も考慮したように思われる。

周知のように、一八八一年に朝士視察団として日本を訪ねてきた朝士たちは、一八八一年から一八八四年間の開化運動、甲申政変（一八八四）、および甲午改革（一八九四）など、一八八〇年から一八九〇年代に断行された一連の改革運動で重要な役割を担っていた。したがって、ここで明らかになった彼らの対日・対西洋認識と改革構想は一八八一年以後の、こうした改革運動を推進させた財産であったと、見なすことができる。また、彼らが、日本で調査・把握した明治日本の諸制度に対する認識も甲午改革など、制度改革に大きな影響を与えたように見られる。

しかし、この問題は今後、彼らが残した『視察記類』（付録Ⅰ参照）を分析することによって、別途説明されなければならない課題である。

(1) 「紳士遊覽團」という名称は崔南善の『朝鮮歴史』(ソウル、東明社、一九四六)ではじめて使用されたのであり、鄭玉子の「紳士遊覽團考」(『歴史學報』二七、一九六五)が発表された後、一般化された。しかし、田保橋潔の『近代日朝關係の研究』上巻(京城、朝鮮總督府中樞院、一九三〇)では、これを「日本遊覽朝士」に、彭澤周の『明治初期日韓清關係の研究』(東京、塙書房、一九六九)では「見學視察團」に、慎鏞廈の「開化政策」(国史編纂委員會編『韓国史』一六、ソウル、国史編纂委員會、一九七五)では「日本國情視察團」に、そして、宋炳基の『近代韓中關係史研究』(ソウル、檀大出版部、一九八五)では、「日本に派遣された視察團」と称しているなど、その名称は統一されていない。

ところで、いわゆる「紳士遊覽團」に関する当時の記録をみると、朴定陽など一二名を「紳士」と呼んだのは日本側であり、朝鮮政府は一貫して「朝士」と称したのである。また、彼ら朝士たちに付与された任務を考慮してみると、「遊覽」という言葉も現代的語意に反する。したがって、ここでは彼らを朝士視察團と称することにする。

(2) 鄭玉子、上掲論文、一〇九〜一四頁。慎鏞廈、上掲論文、三六四頁。宋炳基、上掲書、一四三〜一四四頁参照。

(3) 彭澤周、前掲書、三三八〜三三九頁参照。

(4) 鄭玉子、前掲論文、一〇八〜一〇九頁参照。

(5) ソウル大學校奎章閣圖書である『花房公使朝鮮關係記録』卷四(圖書番號、一五八五二二)、「派員視察」條参照。

(6) 最近、李光麟氏は東京都立大學所蔵『花房文書』の中の「東仁聞書」によって李東仁が一八七九年にすでに朝士視察團と類似した視察團を日本に派遣しようとしたのであり、同年四月二五日には花房公使にこの計画に対する日本側の協調いかんについて打診したという見解を提起した。しかし、この「東仁聞書」の作成年月日は、李光麟氏によれば、「明治(一)四、二五」であり、「(一)内の年數が一八七九年である」ということは推定である。

ところが、この「東仁聞書」の内容は、一八八一年二月一〇日と二月二八日に作成された『日本外交文書』第一四卷の「仁川開港談判振并ニ朝鮮國內近況内報ノ件」(一四・八、#143)と「朝鮮政府密ニ視察員ヲ派出セシコト並ニ起債及砲艦購求ノ企アル事ニ付因由概略内報ノ件」(一四・七、#123)の内容と少くとも三つの面で共通点がある。つまりこれらの記録には李東仁が汽船購入、借款導入または視察團派遣のため花房公使と交渉した内容が記されている。したがって、「明治(一)四、二五」という未知數を明治一四(一八八一)年二月五日に見ることができないか、という考え方もある。李光麟、一九八五、「開化僧李東仁」に関する新しい史料、『東亞研究』六、四七七〜四七八、四八三〜四八四頁参照。

- (7) 『日本外交文書』一四・八、#123、(二ノ二〇)、花房↓井上、三四四〜三四五頁・同書、一四・七、#123、(二ノ二八)、花房↓井上、二九四〜二九五頁参照。当時、朝鮮政府が派遣しようとした朝士の数は三〜四名であった。
- (8) 花房は李東仁に「篤志の士三〜四名が一〜二ヶ月を待つのは難しくないが、軍艦はそれとは異なり、数百人が乗るので危険なので氣候緩和を待つて自ら進來する」と述べた。上掲書、一四・八、#143、三四五頁。
- (9) 朴定陽、『從宦日記、辛巳—癸未』、韓國學文獻研究所編、一九八四。『朴定陽全集』二卷(ソウル、亞細亞文化社)、三五五〜三五六頁参照。
- (10) 『日本外交文書』一四・七、#122、(二ノ二〇)、花房↓井上、二九二頁・鄭玉子、前掲論文、一一〇〜一一二頁参照。
- (11) 上掲書、二九〇頁参照。
- (12) 上掲書、一四・九、#151、(三ノ二八)、上野↓三條、二六一頁参照。当時、近藤が把握していた朝士は朴定陽・洪英植・姜文聲・魚允中・嚴世昌・趙俊永など六名であった。
- (13) 金善根が送った公翰の内容はつぎの通りである。逕啓者 我國人民之許其往來於貴國已有條規矣 今者我朝士十員 方擬遊覽於貴國 而各有隨員略千人 其賃借船隻與照檢人員之節 必須費下之照管 故先此報道焉 敬具。ここで言った一〇人の朝士のなかに李元曾と金鏞元は含まれてない。上掲書、一四・七、#125、(五ノ六)、上野↓有栖、三〇五〜三〇六頁参照。
- (14) 李鏞永、『日槎集略』一五〜一六頁参照。ここで利用した『日槎集略』は民族文化推進委員会編、一九七七、『(国訳) 該行総林』一一卷(ソウル、民族文化推進委員会)に収録された影印本である。
- (15) 高麗大學校 亞細亞問題研究所編、一九六五、『舊韓國外交文書・日案』I(ソウル、高大出版部)、#2、五六頁参照。
- (16) 洪祐昌が發送した公文の内容は次の通りである。逕啓者 我國習俗只守拙規模 而貴國遊覽無碍他邦人云 故朝士之所以行也 至若隨見隨聞 學之習之者 惟在於其所取之如何耳 此固非政府之所可預料也 我政府教意蓋如是 奉此無庸統冀諒存 敬具。『花房公使朝鮮關係記録』卷四、「派員視察」條参照。
- (17) 鄭玉子、前掲論文、一一八頁参照。
- (18) 鄭玉子、上掲論文、一一七頁〜一一八頁参照。
- (19) 第一次修信使と第二次修信使の任命当時官職はすべて正三品禮曹參議であった。
- (20) このような評価をされていた朝士は魚允中で、彼は一八七七年、全羅右道暗行御史として活躍している時に、その能力が認めら

れた。つまり、高宗は「年前湖南御史之行 多有茂績 已知綜核明敏 而今有特命也」と述べている。魚允中、『從政年表』、國史編纂委員會編、一九八五(ソウル、國史編纂委員會) 一二二頁。

(21) 洪英植と閔種默がそのような評価を得ていた。すなわち高宗は、「爾等 俱選文學多識之人矣」と言っている。『承政院日記』辛巳年九月初一日條。

(22) 朴定陽、趙準永、嚴世永、姜文馨、李鏞永、沈相學などがそのような評価を得ていた。すなわち高宗は、「卿等 皆有知識 似必多有所聞知」と言っている。朴定陽等、「東萊暗行御史復命入侍時筵説」、韓國學文獻研究所編、一九八四。『朴定陽全集』第四卷(ソウル、亞細亞文化社) 三三〇頁。李鏞永、『日槎集略』九頁。

(23) 彼らの任命日付は史料によって多少の差がある。朴定陽の『從宦日記』によれば彼らは一月一日に「同爲承命」にされたものになっている。ところで、趙準永『日本聞見事件草二』(奎章閣圖書番號七七六九―二)、一頁には「正月十一日」に、姜文馨、『聞見事件』(圖書番號二二三四九)、一頁には「正月十一日」に、嚴世永、『日本聞見事件草二』(圖書番號七七六九―二)、一頁には「正月十一日」に、魚允中、『從政年表』、一一九頁には「正月十一日」に、そして沈相學、『日本聞見事件草二』(圖書番號七七六九―二)、一頁には「正月十二日」になっている。大多数の朝士たちが、一月一日に任命されたものと記録されているので、ここではそれに従う。

(24) 朴定陽、上掲書、三五六―三六五頁。李鏞永、上掲書、七三三頁参照。

(25) 李鏞永、上掲書、一二頁参照。

(26) 朴定陽、前掲書、三六五頁。李鏞永、上掲書、七三三頁参照。

(27) 李元會の公式官職は軍械船艦事差定參劄官であった。李鏞永、上掲書、一二頁参照。

(28) 李光麟、「開化僧 李東仁」、一九七五、『開化黨研究』(ソウル、一潮閣)、一〇二―一〇八頁参照。

その他に、李東仁については李用熙、一九七三、「東仁僧の行蹟(上)——金玉均開化黨の形成に沿って——」、『(ソウル大) 國際問題研究所論文集』一参照。

(29) 李鏞永、『日槎集略』、一五頁。朴定陽、『從宦日記』、三六六頁。『承政院日記』辛巳年二月十日條参照。

(30) より正確には「日國汽船之駕馭 艦長之統率 稍工之應役 船内餼料繼給等事」であった。朴定陽、上掲書、三六六頁。

(31) 金鏞元は第一次修信使行として日本を訪ねたものになっており、前職が水軍虞候であったので李東仁の代わりに選抜されたよう

- である。朴定陽、上掲書、三六六頁参照。また、彼は東萊暗行御史に任命されなかったので李鏞永は、彼と他の朝士たちと区別して「別遣」として見ていた。李鏞永、前掲書、七三頁。
- (32) 鄭玉子、前掲論文、一四〇頁。慎鏞廈、前掲論文、三六五頁。宋炳基、前掲書、一四四頁参照。
- (33) 朴定陽、『從宦日記』、三五六、三六一頁。魚允中、『從政年表』、一一九頁参照。
- (34) 彼らは第二段階で選抜された李鏞永が三月四日慶尚道聞慶の幽谷驛店で会う時までここで滞留していた。そして李鏞永が彼らと再び三月一六日に密陽で会うまで閔泳翊が同行していたことから考えて見ると、彼らが渡日を延期したのは閔泳翊と閔連があるようである。たぶん閔泳翊も朝士視察團に参加する予定であったようである。しかし、彼は梁山で高宗から封書を受けて歸京した。李鏞永、『日槎集略』、一四〇一五頁参照。
- (35) 朴定陽、前掲書、三六五参照。
- (36) この点は銃砲と汽船購入計画を担当した李東仁が二月一日公使館を訪問して自分が朴定陽など七名の朝士と同行できなかった理由を税則議定に関する交渉が難航を繰り返していたからであると明らかにしたことから分る。『日本外交文書』、一四〇七、#233、(二〇/二八)、花房↓井上、二九九頁参照。
- (37) この草案は清・日兩國が各國と締結した條約を参考にし、特に一八五八年の米日修好通商條約に基づき作成したものである。『花房公使朝鮮關係記録』卷四、『税則商議』條参照。そしてこの草案は朝・日間の内容調整を経て第三次修信使趙乘鎬の税則草案の底本になっている。すなわち、当時、内容調整過程は花房公使が、この草案に対する日本側の見解を示し、これに対し金弘集が反論した記録——『通商新約附箋』(奎章閣圖書番號二三二二四)と『通商新約附箋條辨』(圖書番號二三二二五)——が残っていて知ることができる。それと共に、従来、これらの記録を一八八二年の税則議定交渉の産物として見ていたのは間違いであったことを指摘しておく。夫貞愛、一九七五・「朝鮮海關の創設経緯」、『韓國史論』一、二九五〜二九九頁参照。
- (38) 『日本外交文書』、一四〇八、#146、(二〇/二八)、花房↓井上、六四〇六五頁 参照。
- (39) 仁川開港が招く社会・経済的影響に関し朝鮮政府が憂慮していた事実は『日本外交文書』、一四〇八、#146、(二〇/一〇)、花房↓井上、三四三〜三四五頁。同書、一四〇八、#141、(二〇/二〇)、花房↓井上、三三二〜三四二頁などで散見することができる。
- (40) 当時仁川の米價は釜山に比べ三〇〜四〇%低かったため、仁川が開港すれば米價が高くなり民亂が発生する可能性があった。『日本外交文書』、一四〇八、#144、(二〇/二〇)、花房↓井上、三四七〜三四八頁参照。したがって朝鮮政府は汽船を購入して京畿地

方への米穀輸送を円滑にして民亂を予防しようとしたのである。また、朝鮮政府はこの計画の実現のため日本から一〇〇萬圓の借款を導入しようとした。同書、一四〇八、#123、(二/一〇)、花房↓井上、三四四〜三四五頁参照。

(41) 朴定陽、『從宦日記』、三六六頁。李鏞永、『日槎集略』、一五頁参照。

(42) 李鏞永、上掲書、一六頁参照。彼も六月九日頃には李健赫などと共に「炭坑・礦山・造幣・製鐵・製革等の機械」を購入する任務を帯びて日本に派遣された。『日本外交文書』、一四〇七、#129、(七/一三)、上野↓三條、三〇八頁参照。彼は七月二七日歸國の途についた朝士視察團と神戸で再会した。李鏞永、上掲書、三二頁。朴定陽、上掲書、四〇一頁参照。

(43) 朝士視察團の経費は李鏞永が「十行中 内下盤纏 各五千兩式合五萬兩」と言っていることから推測すると高宗の内帑金から支給されたようである。李鏞永、上掲書、七三頁

(44) 当時 朝・日間の換率は日貨一圓に対し三兩三錢三分であった。朴定陽、『從宦日記』、三六七頁。李鏞永、上掲書、七三頁。

(45) 李鏞永、上掲書、一六頁参照。

(46) 李鏞永、上掲書、一七頁。朴定陽、前掲書、三六八〜三七二頁

(47) 『舊韓國外交文書・日案』、I、#2、五六頁

一 各府懸下製造廠等 無論大小 紳士有要一見 即可指引縱覽之

一 到處必防人群雜沓 無有敢不敬 如大阪造幣局 西京禁闕 雖不縱庶民入覽之處縱覽無碍

一 有我紳士人民望招延諸員者 則隨意往來欸好 固無有妨

(48) 上掲書、#2、五六頁。

一 一行人員既入東京 則以本省屬員華族五辻中長 便誼周旋 如昨年信使之例 旅館則芝區増上寺内 海軍所管官舎一字充之

即如略圖 若其欲散處者 亦任其意

一 學術研究 奉命處理之事 及觀覽伺察 苟以爲開發知見者 務誘導之處辨之 要令其無遺憾

一 練兵之事 雖待開場定日誘觀之 或可有特爲此臨時額兵

一 此外隨時酌議 務懇切誘導 但未審奉命處理之事 目爲何故 姑未豫定之也

(49) 朴定陽、前掲書、三七二〜三九六頁。李鏞永、前掲書、一一〜三一頁参照。

(50) すなわち、彼らは明治維新を主導し、当時日本の富國強兵政策を推進していた日本政府の要人——(太政大臣) 三條實美、(左大

臣) 熾仁親王、(右大臣) 岩倉具視、(参議) 副島種臣、(参議) 伊藤博文、(参議) 寺島宗則、(参議) 山田顯義、(外務卿) 井上馨、(内務卿) 松方正義、(大藏卿) 佐野常民、(工部卿) 山尾庸三、(農商務卿) 河野敏謙、(文部卿) 福岡孝弟、(陸軍卿) 大山巖、(海軍卿) 川村純義、(開拓使) 黒田清隆——と朝鮮問題専門家である(元老院大書記官) 森山茂、(外務省大書記官) 宮本小一、そして、一時帰国した(駐朝鮮辨理公使) 花房義實などに会って明治維新以後の日本内政全般、あるいは國際情勢に関して意見交換を行った。そして彼らは(協同社社長) 高須謙三、(大倉組商會社長) 大倉喜八郎、(住友店社長) 住友左衛門、(第一銀行長) 澁澤榮一のような經濟界人士および(前對馬島主) 宗重正、(同人社設立者) 中村正直、(慶應義塾設立者) 福澤諭吉、(漢學者) 重野安繹などのような在野著名人士とも会って意見交換を行った。また彼らは日本駐在清國官吏である(公使) 何如璋、(副使) 張斯桂、(参贊官) 黄遵憲、(長崎領事) 余瑞、(横濱領事) 范錫朋、(神戸領事) 廖錫恩なども訪問して意見を交換することによって日本の現況と國際情勢の把握に助力を得た。

(51) 鄭玉子、前掲論文、一一六—一二七頁参照。

(52) 『日本外交文書』、一四・七、#122、(二/二〇)、花房↓井上、二九二—二九三頁・宋炳基、前掲書、一四五頁参照。

(53) 李光麟、一九七九。「兪吉濬の開化思想」、「韓国開化思想研究」(ソウル、一潮閣)、四九—五〇頁参照。

(54) 鄭玉子、前掲論文、一二三—一二四頁参照。

(55) 朴定陽、前掲書、四〇二—四〇三頁。李鏞永、前掲書、三二頁参照。

(56) 朴定陽、上掲書、四一〇頁参照。

(57) 朴定陽、上掲書、四一一頁。李鏞永、前掲書、三七頁参照。

(58) 『承政院日記』、辛巳年 九月初一日條参照。

(59) 上掲書、辛巳年 九月初二日條参照。

(60) 宋炳基、前掲書、一四六頁参照。

(61) 魚允中、『從政年表』、一一〇—一一三頁参照。

(62) 李光麟、一九七五、「開化黨の形成」、「開化黨研究」(ソウル、一潮閣)、三六頁参照。

(63) 朴定陽等、「東萊暗行御史復命入侍時筵説」、三三三頁(上曰) 彼國強弱如何乎(定陽曰) 以外様觀之 頗似富強 地方非不廣也 軍兵非不健也 宮室機械非不眩目也 細究其中 實有所不然 一自通西以後 但知趨巧 不思財竭 每於設機之際 負債各國數

甚夥多以 機械之利剩 計其國債之利息 則或有不足之患 於斯之際 受侮於西人 不敢揚氣 一從其制 上自政法俗尚 下至衣服飲食之節 無有不變。

(64) 朴定陽等、上掲書、三三八頁(上曰)倭人 以他國之法 皆以為好 必不折衷 故服色亦如此是 則彼國之所失也。

(65) 朴定陽等、上掲書、三三九頁(準永曰) 聖教誠然矣 未能捨短取長 舉皆取法 今日日國 土地人民之外 一無舊制。

(66) 朴定陽等、上掲書、三四〇頁(文馨曰 倭人之變洋服) 非但其國之所失 彼人亦有羞愧之色矣。

(67) 『承政院日記』、辛巳年 九月初一日條。(上曰)彼國制度宏大 政治富強云 審如是乎(英植曰)其制度雖是宏大 皆積累所成 至於財力 以其興作甚繁 恒患不足 其軍政不為不強 然皆其晝夜孜孜 齊心一力之所致 以其所為 視其所著 誠非難事矣。

(68) 魚允中、『從政年表』、一二二頁(上曰) 近日各國相爭 專任富強 宛與戰國時事同也(允中曰) 誠然 春秋戰國即小戰國也 今 日即大戰國也 皆只以智力爭雄矣。

(69) 魚允中、上掲書、一二二頁 顧今局勢 非富強 無以保國 故上下之二意經營者 即此一事而已。

(70) 魚允中、上掲書、一二二頁(上曰) 近來中原果務何事乎(允中曰) 始以軍務專心用力近復開招商局 用輪船 且勸商業矣 外人 之來 即是通商 則我亦可以商務應之故耳。

(71) 田鳳德、一九六八、『暗行御史制度研究』、『韓國法制史研究』(ソウル、ソウル大學校出版部)、一七八頁參照。

(72) 嚴世永、『日本聞見事件草』、七頁、全國地勢 東高西下 起北緯三十度 至四十五度 經線 自東京之極東為十一度 極西四十一度 面積總數 二萬四千七百九十六方里。

(73) 朴定陽、『日本國聞見條件』、韓國學文獻研究所編、一九八四。『朴定陽全集』第五卷(ソウル、亞細亞文化社)三頁。日本東海中一島國也 四面皆海 西北對我國東萊機張等地直北以華太島 為界接魯西亞境 東北千島斷續 與魯西亞之堪察加相連 東南太平洋 西南琉求諸島而對中國臺灣。

(74) 嚴世永、前掲書、八、九頁參照。

(75) 嚴世永、上掲書、九、一〇頁。自神武主辛酉 至孝明主丁卯 國系年代位置制度 略有可徵之文獻 而關白執政擅權 源平門戶 各立 三數百年之間 日主擁虛位而已 及德川氏崇儒國中讀書明義之士 爭為尊王廢藩之論 至戊辰初年 先從德川氏 納土歸邸 各藩次第罷歸 日本全幅 始入日君版圖 乃革舊制 定一代一號之制 而以明治為年號。

(76) 朴定陽、前掲書、二四、二五頁。最初通西之時 朝議不一 或有攘外不納者 或有開門請納者 及其通西以後 或有政法之悉倣

- 西人者 或有仍守舊制者 謂以開港鎖港之黨 開化守舊之論 而互相傾軋持久抵牾 當時關白之餘黨 內以做亂 歐米之強敵 外而侵虐執政幾人 臆決倡起 排衆議 狹主威 朝廷之上 是非靡定 野衙之間 議論紛紜 甚至大臣 街路喫劍 不爲改意 仍許通和 頗倣西法 今改昨日之法 明日改今日之法 所以鎖港守舊之人 更不敢參列於朝議。
- (77) 趙準永、「日本聞見事件草」、六頁。沈相學、「日本聞見事件草」二、一六～一七頁。姜文馨、「聞見事件」、一～三頁參照。
- (78) 朴定陽、前掲書、二五～二六。(現今 雖日君主專治 一遵西洋之制 有立法行政司法之稱)倣英國上下之議院 而設元老院大審院 凡有一法 無論官民 必就大審院而發議 自大審院進于太政官 太政官付於元老院 而會集各省官吏 不計言者之貴賤 只取其法之可否 有議長者 專管議席 雖一法一令 必爲議決於會議後施行 此是立法之大要 而法令一定 則隨其視 當屬於各省各地方而行之 此所謂行政之要領也 夫司法者 專係司法省 裁判所之所掌 各府縣亦有裁判所 以管訴訟等事務 而知事令 別係是行政之官 故不預焉。
- (79) 趙準永、前掲書、一一～一二頁。沈在學、前掲書、二六～二七頁。李鑣永、「東萊御史書啓單」、韓國學文獻研究所編、一九七九、「魚允中全集」、(ソウル、亞細亞文化社)、七頁。姜文馨、前掲書、四～五頁參照。
- (80) 沈相學、前掲書、二六頁。(官制)無設科取士之法 只從各學校生徒卒業 隨其材收用付職。その他にも、これに關しては趙準永、前掲書、一二頁。姜文馨、前掲書、四頁。李鑣永、前掲書、一二～一三頁參照。
- (81) 朴定陽、前掲書、二七～二八頁。閔種默、前掲書、一八頁。趙準永、前掲書、一五～一六頁參照。
- (82) 閔種默、上掲書、一頁。一辯士連唱曰 國之大勢 在於人民 是謂自由之權也。
- (83) 朴定陽、前掲書、二六～二七頁 聞於野論 則曰君民共治 聞於朝士 則曰自府縣會每請國會 而若許國會 則便同君民共治 故姑不許之。
- (84) 李鑣永、「訪駿河臺居重野安繹問答」、「日槎集略」、四五頁。弟之此行 聞貴國政體之一新 始爲一次遊覽 而亦不可汗漫遊覽而止焉 政法中 如有可效者則效之爲好。重野安繹に關しては三省堂編修所編、一九七六、「コンサイス人名辭典・日本編」(東京、三省堂)、五三七頁參照。
- (85) 李鑣永、「訪大清欽差大臣日本公使何如璋問答」、前掲書、六〇頁。(我曰)日國情形以一時愚見 終難揣矣 一變其政 百度皆新 而皆新者 即模西人之法也 此果西人之指揮歟 抑亦日人樂以歟。
- (86) 朴定陽等、「東萊暗行御史復命入侍時筵說」、三三二頁。(定陽曰……)其政法 不計長短專倣西洋 日改其規 推此以觀 則其

所好異從 可知矣。

(87) 朴定陽等、上揭書、三三九頁。(世永曰) 日人性情 見異必遷 第以律例言之 悉棄舊典必欲改新 其書不一。

(88) 朴定陽、『日本國聞見條件』、三八頁。每見設機之所 則鑄錢造紙斷木打鐵練織之機掘鑿之具 以至鑄字印冊之器 莫不賴是而成 別無人力之費勞 而于今十餘年之間 日人尚不得詳解其術 每以西人為師 故計其設機之物費 西人給雇之雜用 則或不無利息之不足補充云 大抵機用之術 雖非臆見可料 而設機之鐵物 日用之煤炭 果是所費之鉅大者。

(89) 朴定陽、上揭書、四三頁。此〔鑛業〕亦傭入西人而開業 及其採得 不過若干糜小之金銀 則日人所云 所採之物 恒不補充於所費者 宜矣。

(90) 朴定陽、上揭書、三九、四〇頁。其〔鐵路〕用甚博 其行甚速 每一年收稅 恰為八十萬餘圓 而每年鐵路修補等諸費 尚為五十餘萬圓 以一年之所收 除其一年之所費 則餘剩不過三十餘萬圓 以此餘剩 欲充設業之費 則拖到三十餘年然後 如可了勤 而況當初設業之費 皆是國債也 每年利息數 甚不些 則收稅餘剩之額 不過補充其利息而已 然則元債之報償 將無其期 非但鐵路也 日國機械之設類 多如此。その他にも、彼は電信についても同様な評価をしていた。同書、四〇、四一頁参照。

(91) 朴定陽、上揭書、三四頁。國財之出納 自大藏省主管 而歲入共為五千五百六十五萬圓零 歲出共為五千四百十五萬圓零。

(92) 李鏞永、『東萊御史書啓單』、一一頁。(近數十年以來) 專以富國強兵為急務 而各樣機械局之設置規模甚宏 百般器用物之製作技工兼備 可謂奪天造窮地利 而況復講武畜銳 小不怠倦乎 亦可曰富國 富國則亦可曰強兵也。

(93) 李鏞永、上揭書、一一、一二頁。然而 比年經費 倍蓰於前 課歲收入 實難繼給 於是乎自內國至外國 而公債之漸積 今為三億六千三百三十二萬七千九百七十餘圓 而年年利息之償還 亦不小矣……聽於民 則生涯漸益困乏 氣像若不安頓 莫不有不如前時歎也 蓋規今日國勢 則許多營始暮倣 外雖富強 不得自主裁制 內致艱絀云。

(94) 嚴世永、前揭書、一八頁。凡諸富國強兵之術 利用厚生之方 靡不畢具 而近來課稅多額 梁泊別穿 財用無節 尾閭不塞 國債至於三億萬有餘 於是乎 預算三十年之用 則推此一事 可知其枵然無實。

(95) 沈相學、前揭書、三一、三二頁。新設農商省 製造各國農器 試擇優劣 又定數千畝田 種其各國穀種與果樹 各懸小牌 書以某國何穀某國何果云者 看其宜土好否 驗其結實多寡 此亦取長務農之計 而置官檢之 稱以農務局試驗場……農蚕則江戶去三百里許有富岡地 縱橫百餘里野 皆種桑樹 養蠶千百間 自國力施設 以勸民蠶農 不過七八年間桑農大登 其近處皆務蠶農 其絲品甲於諸國 中國與西國 皆來貿絲 日本之百般施設之中 有利無害者 惟此務農為民第一政。

- (96) 姜文馨、前掲書、一〇頁。趨末之利 雖不足論 務本之事 猶爲可尚。
- (97) 朴定陽、前掲書、四七頁、五一頁。閔種默、前掲書、四四頁。姜文馨、上掲書、五頁。趙準永、前掲書、一二頁參照。
- (98) 李鏊永、前掲書、一二、一三頁。華族是前日之藩臣 士族是仕宦之門戶 而許交婚於平民 上下之分蔑矣 雖在民庶之列者 苟有技藝 則先自屬官漸進位階 不有程限 貴賤之別紊矣。
- (99) 趙準永、前掲書、七頁。自和洋以來 宮室衣服飲食之類 悉從其制 豪富之民 競效芬華 殆無貴賤之別。
- (100) 趙準永、上掲書、一九頁。(至如官職宮室飲食衣服之事) 既無益於國 又不便於民 何用強之。
- (101) 李鏊永、前掲書、一四頁。凡此土俗物情 飄然捨舊 一切從新 而從新者 亦皆室洋之室 衣洋之衣 言洋之言也 此豈人人樂爲之然哉。
- (102) 嚴世永、前掲書、三〇、三一頁。日人攻邪 已先於我國……一自互市通商 醜類邪徒潛形匿影 使之誑誤 至於浸漬 莫可禁遏 沿途店鋪 往往見天主說教耶穌說教等 表揭扁楮者 可知其濡染者多。
- (103) 趙準永、前掲書、一七頁。曆象之不經如此 其義難解(而節氣寒暑別無差爽)。
- (104) 朴定陽、前掲書、一四、一八頁。趙準永、上掲書、九頁。嚴世永、前掲書、三一、三五頁。沈相學、前掲書、一八、二二頁。姜文馨、前掲書、一、四頁參照。
- (105) 李鏊永、前掲書、二四頁。各國稅則亦自不同 而或百之十五二十 或百之三十五十至有百分之百百分之二百 而獨日本以值百抽五 爲一規之稅 凡幾年于茲矣 蓋日本與各國條約通商也 既受外逼之勢 復筭內亂之作 而不得自我主權 未免見彼欺侮 而一從各國所定之章程
- (106) 『承政院日記』、辛巳年九月初一日條。(種默曰…) 日本之在戊午定稅 還爲得當至甲子爲英佛人之所脅迫 從價定額 率以百抽五行之。
- (107) 朴定陽、前掲書、一四、一五頁。稅入非不夥 然而 國債日添 商況非不繁盛 而物價日騰 較諸十數年通商前後 則便成古今之懸殊 日人今始覺悟 方欲改定稅則 而一定之規 未能容易變易。
- (108) 閔種默、前掲書、一三、一四頁。新貨之發出 如其多 而大半輸出海外 以補貿易之不均 其餘潛伏於國內官民間 賣買上殆絕迹焉 今爲之用者 獨有政府所開紙幣 一億餘萬圓 與各銀行所出紙幣 數千萬圓 年來紙幣大損價格 物價騰貴 萬民困苦 雖難遽知其原因 言紙幣過發 遂至此幣 其說似得當。

- (109) 魚允中、「内閣責任」、「隨聞録」、韓國學文獻研究所編、『魚允中全集』、七九頁。自廢藩置縣之後 内閣之主宰 皆在木戸大久保也 要之内閣之任 大臣以名 參議以實 而相與對立於廟堂之上 於名實之間 共謀其維持權衡 然名目不能勝實勢也 故内閣主宰之名 雖在大臣 其實在參議云者 可謂得當之評矣。
- (110) 魚允中、上掲書、七九〇八二頁。試看今日之内閣 則三條太政大臣 有栖川左大臣 岩倉右大臣 貴則貴矣 雖然 内閣主宰之實權 難可曰在三公之手……蓋參議 則黑田西郷寺島三公 薩州人也 伊藤井上山縣山田 長縣人也 大隈大木 肥縣人也 此九公之中 大木寺島三公 温厚君子也 黑田公 專任開拓之事業 西郷山縣三公 專委心於軍務 山田公任法制之事 則平常之政治 皆依伊藤井上大隈三公之計劃……長州參議 以才能薩州參議 以實力 肥州參議 介二縣參議 才力之間 欲保其權衡。
- (111) 魚允中、上掲書、三六九〇三七〇頁參照。
- (112) 魚允中、上掲書、三三二頁。廢藩以前 諸侯各行税法 故全國各地之地租 有寬苛之異同 稅率之苛重者 農民一年之收入 徵十分之七 其寬輕者 徵十分之三 其間有十分之四 十分之五 十分之六之不同……凡此等異同 在封建之時世 特係不可無之事 然至於一 政府統理全國之下 不可使人民 有寬荷之異也 所以於明治六年 着手於改正地租也。
- (113) 魚允中、上掲書、三四二頁。明治後數年間 當東北之征討 内政之改革 外國之交際等 庶政擴張 事端百出之時 歸於政府直轄之舊幕府管治内租稅 未盡徵入 而假令完收其員額 不足於政府經常之支費 且諸侯 各自行政於封内 故政府則僅得徵收 七十萬圓内外之軍資金 且當時邦内之資本 常為乏少 加維新日淺 故維新五六年間 欲支政府之經費巨額 而内債募集之舉 不得施行 又無租稅增徵之道 當兵馬騷擾事物創始之際 政府欲支經常臨時之費 專賴於紙幣發行一事 亦不得已者也。
- (114) 魚允中、「隨聞録」、三七〇三八頁。西史一千七百九十五年 佛國創共和政治 紙幣總數 超金貨本額 沮滯不行 上下困弊 政府百方救濟而無效 遂至政府瓦解國內大亂 此時千金紙幣 不能購一尾魚 日本德川之季 一藩作紙幣濟用 而以銀券六十匁 換金貨一兩 價漸減 至六十八匁 又至九十匁 遂至有一萬圓家產者 僅得大藏省新紙幣五千圓其藩士民 至今怨藩政之失。
- (115) 魚允中、「財政見聞」、三六四頁參照。
- (116) 魚允中、上掲書、三六五頁。邦内資本乏少 金融至於閉塞 故用彼此相利之策 使士族 以公債證書為抵當 決國立銀行創立之議 一方開士族營產之道 一方謀金銀之流融。
- (117) 魚允中、上掲書、三七八〇三七九頁。迄于十三年六月 合内外公債及紙幣 凡二億九千九百四十餘萬圓(扣除準備金及貸附金之數也)之國債 雖為政府之擔負 政府所有財產又為多額也 且有年年之歲出及公債機分 變為政府之財產者 即鐵道電信諸製造所

- 等是也 今政府之財産 概數掲于左 官有山林(除北海島) 四千六百七十二平方里 同宅地十九平方里 同耕地 二平方里 同原野 一百二十六平方里 同林木 二十二億二千六百六十五萬木 同造船所 三個所 同軍器火藥製造所 五個所 同艦船 五十一艘 同製作所 五十二個所 同燈台 五十五個所 同電信 三千六百五十八里 同鐵道 三十里 同鉦山 十個所……政府 自明治十一年以後 二十八個年間 雖以歲入金 定消却國債全額之算程 若以所有財産 付適當之價 則蓋不難於償却 二億九千九百四十萬圓之公債也。
- (118) 魚允中、『隨聞録』、三五頁。日本人不計事之利鈍 斷然行之 故雖有所失 能立國體清人狃於舊習 荏再度日 以此觀之天下 猶以不顧利害而行之者 爲得計。
- (119) 魚允中、『財政見聞』、三二五頁。十三年間 決行重大變革者三 第一變霸政爲王政也 第二變封建爲郡縣也 第三解士族之常職 處置家祿也 凡此等變革 皆廢絶六百年來舊風習俗 而僅於十餘年間 決行此三大變革也。
- (120) 魚允中、上掲書、三八一—三八二頁。維新後 政府着手於電線之架設 人民亦覺知其便益 乃於明治十三年 增加電信 線路延長 大約爲一千六百里(除複線)也 邦内所重之市府 皆得瞬息通信 且明治十二年 加入萬國聯合之電線 自後列國通信 甚爲容易……維新後 政府始設一般通用之郵便 乃於明治十二年 延長其線路 一萬五千七百里 無論何時 以二錢之費 通信於邦内各地方 且明治七年 結萬國聯合郵便之約 大開他國交通之便也。
- 萬國郵便聯合條約が締結されたのは明治七年ではなく明治十一年(一八七八年一月)が正しい。
- (121) 魚允中、上掲書、三八二頁。又創築鐵道 連結所重開港場 及近地之大都 至於明治十二年 增長爲三十里餘 爾後 益加延長 使人民便益 又不爲少也……維新後 摠改修以歐米之形樣 更增加三十五個所之員數 又設置浮標礁標 修築港灣之事 亦爲不少也。
- (122) 魚允中、上掲書、三八三—三八四頁。維新以前 不大開車輪之用法 維新後乃廣其用 年增其數 至於明治八年 有稅之分 爲二十二萬餘輛 至於十一年 增加爲三十四萬餘輛也 又維新後 蒸氣之用法 日至增進 至於今日 内海湖水長河 頻開少蒸氣船之運送。
- (123) 魚允中、上掲書、三八三頁。至於明治四年 政府勸誘之造成 西洋形船舶七十四艘 至於十一年 其數及於三百七十七艘 又政府之作業所 係造船所爲二個所 修船所爲一個所 受政府之扶助 西洋形之造船所爲一個所 私立之造船所 爲兩個所。
- (124) 魚允中、上掲書、三三三頁。自明治以前 至干明治八年 沿岸航通之權 全在於外人之手 邦人則偏借外國飛脚船之便矣 同年

以政府之扶助 起一郵船會社 沿岸郵船之航權 歸於邦人之手 此會社之飛脚船路 已及於上海香港 日赴盛大也。

(125) 魚允中、上掲書、三八四～三八五頁。在維新前 惟諸侯之扶助學校 及私校家塾之類 其數甚少 維新後 乃有教育方法之改良 增加其校數 明治十一年 大中小學 合爲二萬七千六百餘校 教員之數 爲六萬八千人 生徒之數 爲二千三十一萬九千餘人。彼が把握した學生數には誤りがあるようである。一八七九年当時、日本の實際の就学率は三〇%前後であると言われている。関斗基、一九七六。『日本の歴史』(ソウル、知識産業社)、二二三頁参照。

(126) 魚允中、上掲書、三八四頁。又海外貿易 明治二年之輸出入總額(元年有戰亂故取第二年額)爲三千三百六十八萬圓矣 至於明治十二年度 爲六千四百十二萬圓之增加 而其中輸入 於明治二年 爲二千七十八萬圓内 今爲三千六百二十九萬圓之增加 又輸出 於明治二年 爲一千二百九十萬圓之内 今爲二千七百八十三萬圓之增加也。

(127) 魚允中、上掲書、三八五頁。北海島 在維新前 不至於開拓矣 維新後 別置專任之一府從事於開拓 物産日進盛大 置郵便 勸漁細 移住之人民 年年增加 内地之商賈 漸覺其利益 通商益盛。

(128) 姜文馨、『聞見事件』、一二頁。百濟時人王仁 携書籍以入 始教經傳 中世則文風頗振 略知尊孔孟談程朱 中國書史漸次輸來 通經攻文之士 往往多有 近年以來 西學大熾 各藩文廟 或改爲官署廢棄者過半 五經四子 屬之弁髦 以是之故 漢文之士 潦倒不得志於時 歎唏慨歎而已。

(129) 嚴世永、『日本聞見事件草』、二九頁。又置書籍館於廟内 中華日本西洋之書畢具 就讀者 日數百人 噫古聖設學 豈或爲雜種 不經之書而始之也。

(130) 李鐔永、『日槎集略』、四六頁。近日攻利之競 言不待此教 而常所慨然于中 若此不已 則周孔之教 禮樂之俗 將於何地講明乎 實非尋常憂歎者也。

(131) 閔種默、『聞見事件』、一二頁。不務其本 而汲汲乎維多之求 不致國之疲弊者 幾稀矣。

(132) 李鐔永、前掲書、五六頁。凡爲國 行仁政而王 則可撻秦楚之堅甲利兵 而不行仁政則雖有億萬兵 亦將億萬心矣 兵者 是不虞之備 雖不可一日無 而不可以兵勢 論國之強弱也。

(133) 朴定陽等、『東萊暗行御史復命入侍時筵說』、三三〇～三三二頁。(上曰…) 其裏許與外様 果何如乎(準永曰) 待臣等之節 雖甚款曲 以待臣等一事 何可知彼國裏許乎 大抵近日各國 惟以強弱相較 不可以仁義責之者也 設有好意 若視其弱 反生惡意 若視其強 必當修好 致今事勢 先務其自修自強而已矣。

- (134) 趙準永、『日本聞見事件草』二、一八、一九頁。朝聞西法則更一令 夕見西制則行一事 節節慕效 盡棄立國數千年舊章 遊談聚議之士 爲之嘔唏慨惜 若其軍制 鎗砲船機 農業諸法之可以固國裕民者 猶可以法 而至如官職宮室飲食衣服之事 既無益於國 又不便於民 何用強之。
- (135) 李鏞永、『東萊御史書啓單』、一五頁。日本立國 二千五百三十餘年于茲矣 自有自家之制度 既承歷世之傳習 而不通西國以前未嘗非國富兵強 家給人足 而亦無待於外也 是故當初斥攘不啻 嚴邪正之分 到今服從胡 至此俗風之易乎 或曰時勢使然 而歸之時勢 不思吾之自主乎 又曰強弱所致 而對之強弱 不勉吾之自修乎 大抵西國其學焉 邪蘇之教 其事焉 功利之貪 而惟以奇技淫巧爲第一務也 既許相通 見聞相接 則凡於厚生之方 富強之術 有可效者效之 有可移者移之 猶或萬一 而一事一爲 無不做之 一年二年 舉皆變之 而忘我之古 取人之短 宇內萬國 寧有是理乎。
- (136) 東道西器論的改革觀の性格については、姜萬吉 一九八二。「東道西器論とは何か」、「マダン」五、二〇二、二〇七頁参照。
- (137) 魚允中、『隨聞録』、五四頁。日本之能有作爲者 以其人素尚武事 人人習於勇果故也 可以爲鑑……振興國勢之要 莫如鼓動一國之人 務養活澆之氣象而後 乃可有爲。
- (138) 魚允中、上掲書、八五頁。古人每以安貧爲賢 眞不是也 使人安貧 而不務算生之具 何以保其口體。
- (139) 魚允中、上掲書、五四頁。我邦素尚儒道 以沉潛柔儒爲賢 無一人勇敢作氣者 是可先變風俗 使之痛革前習而後 可耳。
- (140) 魚允中、上掲書、四四頁。先革科學 則圖功名進取者 皆奔走爭往外國 學得才藝而歸 若不廢科學 取人之路 人才不興 而皆安於舊 不求學術之精進矣。
- (141) 魚允中、上掲書、四四頁 用人 必年少氣銳者 乃可 年老者 皆厭事求自安 不欲前進 亦無氣力 不能辦事。
- (142) 魚允中、上掲書、五二頁。商社之人 雖頭取 每月俸給 不過百圓 遞減至五六圓 每半季或年終 通計所得之利 先除社中公費 以其餘分等計給 必計功過 無功勞者 雖上必寡 有功勞者 雖下必多 有過者 量減厥數 此法勸課之要務 亦可行於官府僚屬軍營校伍也。
- (143) 魚允中、上掲書、八七頁。西國官人 皆不求祿利 只求名譽 以立功揚名爲準 故無貪婪之風 而反以其私財補於公費者 有之 故四十以前 必習工商之業 以富其家而後 乃登仕……欲登仕 則先富其家 可謂善成風俗也。
- (144) 「遣美使節洪英植復命問答記」、金源模譯、一九八一、『史學志』一五、二二六頁参照。
- (145) 註(68) 参照。

(146) 彼は復命時に高宗が「日本は我國に対して他意がなかったか」と下問したことに對して答えた後、次のように富國強兵策を建議した。

彼ら〔日本側〕はかつて我を敵國視したが、西人と通交して以來、我を隣國視するようになった。他意があるなしは我にかかわっているのであつて彼にあるわけではありません。我々が富強之道を得て行くことができれば、彼らがあえて他意を持つことができないが、そうではなく彼強く我弱ければ、他事がないとは保障できません。隣國の強は我國の福ではありません〔傍點筆者〕。魚允中、前掲書、一二二頁。(上曰) 日本之於我國 姑無他意乎(允中曰) 彼曾以敵國視我 自與西人通商以來 視我爲隣國 而其無他意與否 在我不在彼 我雖得富強之道而行之 彼不敢有他意 不然而彼強我弱 難保無他事矣 隣國之強 非我國之福也。

(147) 魚允中、上掲書、三三二頁。今俄有内變 普法相持之時 極力綢繆 致富強之圖 失此時則不可。

(148) 魚允中、上掲書、八五頁。各國之互通貿易 不特物貨相通而已 可以材相資 習其智巧 善者取之 長者行之耳 此才智貿易也 比物貨爲尤大。

(149) 魚允中、上掲書、五三頁。近來各國務遣人各國遊學 而多向大國 若英若法去 不于諸小國 是不察也 諸大國所行 多籍其物力之富 侈濫過度 糜財不小 如我小國 未易及及 而又欲倣之 則勞民傷財而已 現西洋 英法德俄之外 白耳義瑞西等國 治法政規 多有可觀 比英法德俄 反有勝者耶。

(150) 魚允中、上掲書、三一頁。欲學外國技藝 買汽機軍物 不可不審 外國教師之願雇者 每多大談欺人 無所可學 汽機軍物 多以古制及易傷無用者出售 不如深悉外國情形而後 舉公往復該國政府若公使而求之也 日本已受其弊云。

(151) 魚允中、上掲書、三三三頁參照。

(152) 魚允中、上掲書、三四頁參照。

(153) 魚允中、上掲書、五四頁。先治道路 除奧穢 一國之氣象可新。その他にも既に考察したように、彼が、明治維新以後日本政府が成し遂げた成果で、交通・通信施設の擴充をとり上げていることを見ると、朝鮮においてもこれを推進しようとしたように思われる。

(154) 魚允中、上掲書、五二頁參照。

(155) 魚允中、上掲書、八八、九三頁參照。

(156) 魚允中、上掲書、七七頁。尚文則國勢不振 宜於學校設武學一科 每日分幾刻 學騎射砲擊之技 自小學而習之 人才不流於類

情矣。

- (157) 魚允中、上掲書、七七頁。非特學校養武 工場官人商民 皆定爲頭領爲規則 於毎日幾時習武事 至於山野農民 亦皆爲法 以養勇衛國 爲義務 則常有數百萬之軍也 他國焉敢侮哉。
- (158) 魚允中、上掲書、四七頁。欲學航海術 則先購商船 載海軍與將校 習航海之術而後 可漸學海軍艦駕駛之法 又選年幼者 入於日本海軍兵學校 機關學校及三菱商船學校亦可耳。
- (159) 朝士視察團が派遣される前に朝鮮政府の財政状況を考察してみると次の通りである。一八七九年、朝鮮政府の財政出納を担当していた中央各司、各營の會計簿に記載された時在金、銀、錢文、綿紬、綿布、苧布、麻布、米、田米、太、皮雜穀、黃密などを錢文に換算すれば六九八、七二〇兩になるものであり、これは一八〇九年の朝鮮政府税入である六、〇七九、〇五三兩に比べても約一／一〇程度に過ぎない、と言われる。これについては、安秉珪、一九七三、「一八八四年ブルジョア變革・甲申政變の經濟的基礎」、『アジア經濟』一四一一、四頁参照。
- (160) 魚允中、前掲書、三四頁。日本之生財 在於廢封建 一着廢各國之石 稱郡縣 只置三府三十七縣 府縣之下 有郡區町村 統於府知事縣令 府知事縣令 廩給郡區長以地方税支給 國內租税 并輸大藏省 以爲調度
- (161) 柴垣和夫、一九六八、『三井・三菱の百年——日本資本主義と財閥』（東京、中央公論社）、一二〜一六頁参照。
- (162) 魚允中、前掲書、四四頁。國用 可使有財者任之 如日本之三井。
- (163) 大江志乃夫、一九六八、『日本の産業革命』（東京、岩波書店）、一〇〜一二頁参照。
- (164) 魚允中、前掲書、四五頁。海關 不可令外國人占商利 歐米諸國 皆禁外國船及外國人民 來其國內 以通航爲生業 如英國學術技藝已精美 故或廢此禁 他皆不然 合衆國憲法全書曰 外國及外人船舶在合衆國者 不得運搬各種物產製造品及其他賣買物品 自甲港至乙港 若有犯者 則併船舶沒收之。
- (165) 魚允中、上掲書、四七頁。参照。また、これは当時朝鮮政府の汽船導入計劃とも関連があるようである。
- (166) 魚允中、上掲書、三一〜三二頁。此國 與諸國立約之時 不能明言自治之權 不能律外人以該國之法 稅關則見欺於各國 俱未免爲牽制 所宜深察乎此 必立自主之權 可也。
- (167) 彼が調査したところによると、当時、各國の公認利子率は次の通りである。英國の場合一〇〇圓に該当する利子が一年に五圓であり、半年では二圓五〇錢であり、米國は一年に六圓であり、半年には三圓であったのであり、日本は一年に八圓または一〇圓で

あり、半年には四圓ないし五圓であった。魚允中、上掲書、九五頁参照。
(168) 「追美使節洪英植復命問答記」、一二六頁参照。

〔著者紹介〕

一九六〇年一月生まれ。高麗大学大学院を一九七八年に修了し、一九九三年に同大学院で博士号を取得した。現在は慶熙大学校外言語学部副教授。専門は韓日関係史である。著書に『近代韓日関係史研究』（国学資料院、二〇〇〇年）があり、その他、多数の論文がある。

〈付録1〉 朝士視察團 朝士たちの視察記類分類表

一連 番號	著 者	書 名	奎章閣 圖書番號	備考(影印事項)
*1	朴定錫	日本國內務省職掌事務一 附農務省職掌事務一	.	(韓國學文獻研究所編、「朴定錫全集」第五卷)
*2	〃	日本國內務省各局規則一	.	(〃)
*3	〃	〃 二	.	(〃)
*4	〃	〃 三	.	(〃)
*5	〃	日本國農商務省各局規則一	.	(韓國學文獻研究所編、「朴定錫全集」第六卷)
*6	〃	〃 二	.	(〃)
*7	沈相學	外 務 省 一	3015-1	従来 閱鍾默のもの知られていた
*8	〃	〃 二	3015-2	〃
*9	〃	〃 三	3015-3	〃
*10	〃	〃 四	3015-4	〃
*11	〃	日本外務省視察記	3711	〃、#7の草稿である
*12	嚴世永	日本外務省視察記一	3703-1	.
*13	〃	〃 二	3703-2	.
*14	〃	〃 三	3703-3	.
*15	〃	〃 四	3703-4	.
*16	〃	〃 五	3703-5	.
*17	〃	〃 六	3703-6	.
*18	〃	〃 七	3703-7	.
*19	李鏞永	各港税關職制	2451-1	.
*20	〃	税關事務	2451-2	.
*21	〃	貿易章程	2451-3	.
*22	〃	神戸税關図	10330	.
*23	〃	釜山元年半年輸出入表	3182	.
*24	趙秉稷	税關事務	6388-2	.
*25	閱鍾默	日本國際條例目録	1835-1	.
*26	〃	各國條約 第一	1835-2	.
*27	〃	居留條例 第二	1835-3	.
*28	〃	貿易則類 第三	1835-4	.
*29	〃	六港開場 第四	1835-5	.
*30	〃	税關規例 第五	1835-6	.
*31	〃	各國税則 第六	1835-7	.
*32	魚允中	日本大藏省職制事務章程	.	(韓國學文獻研究所編、「魚允中全集」)
*33	〃	横濱税關慣行方法	.	(〃)
*34	姜文馨	工部省	1834	.
*35	趙準永	文部省所轄目録	2871	.

*36	洪英植	日本陸軍總制上	3271-1	(韓國學文獻研究所編、『魚允中全集』)
*37	〃	〃 下	3271-2	・
*38	李元會	日本陸軍操典一	3710-1	従来 洪英植のものと知られていた
*39	〃	〃 二	3710-2	〃
*40	〃	〃 三	3710-3	〃
*41	〃	〃 四	3710-4	〃

<付録2> 1881年金弘集と趙秉鎬 二人の税則および通商章程草案 主要内容 対照*

		①金弘集の草案			②趙秉鎬 草案		
		分類	税率	物品種類	分類	税率	物品種類
税 則	輸 入 品	第1類	無税	金銀および衣服類	第1類	5%	船装工具
		第2類	5%	船具・漁具・機関・ 鹽漬・食物類	第2類	35%	各色酒類時
		第3類	35%	洋製・日製 諸酒類	第3類	25%	時辰鐘錶および洋製珍貴之 物
		第4類	25%	時辰種類	第4類	10%	不記載品
		第5類	10%	不記載品	第5類	無税	米・麦・大豆
	輸 出 品	第1類	10%	木綿・布・繭絲・牛皮	第1類	5%	出口諸貨
		第2類	5%	不記載品			
	通 商 章 程 主 内 容	米・麦・大豆・農牛・禁輸 紅蔘禁輸 地租・船税改正 規定外遊歴禁止 阿片・異教書籍搬入禁止 奇淫眩幼した日用に適切でない品物輸入禁止			米・麦・大豆禁輸 紅蔘禁輸 地租・船税改正 規定外遊歴禁止 阿片・西教書籍搬入禁止		

* ①はソウル大學校 奎章閣所蔵『花房公使朝鮮關係記録』卷四なかの「税則商談」條内の
公信第16號によって作成した

②ソウル大學校 奎章閣所蔵『浣西隨筆 朝日税議』(図書番號:23023)によって作成した